

LPガス販売事業の手引き

－ 法手続、役割と責務 －

経済産業省 原子力安全・保安院

高圧ガス保安協会

はじめに

『液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律』は、一般消費者等におけるL P ガスによる災害の防止及びL P ガスの取引を適正にすることなどを目的として、昭和43年3月1日に施行されました。

その後、法・政省令などが社会の実態に合わせ改正され、約40年経過し、現在に至っております。

近年は、法令遵守はもちろんのこと自主保安も求められ、社会に対する企業責任が重要視されるようになりました。

自主保安は法令遵守あって初めて活きるものであり、常にL P ガス販売事業が法令のもと適切に運用されているかL P ガス販売事業者は定期的に省みることが必要と考えます。

L P ガス販売事業者に課せられた「役割と責務」を容易に省みることができるよう「法令指導研修テキスト」としてその概要を解りやすくまとめましたので、日常の販売業務にご活用して下さいますようお願いいたします。

なお、個々の詳細な内容については、法令集又は各種マニュアル等を併せて確認されるようお願いいたします。

また、本テキストでの法令条文等は、平成18年3月31日時点の法令を基にしてありますことをご承知おき願います。

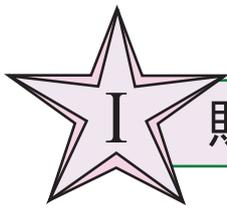
本テキストの内容は、学習プログラムとしてL P ガス保安技術者向けW e bサイトに掲載しておりますので、こちらも活用下さいますようお願いいたします。

目 次

I	販売事業の登録等	1
1.	販売事業の登録	1
(1)	申請先	1
(2)	提出書類	1
2.	登録行政庁の変更届等	2
3.	販売所等の変更の届出等	3
(1)	販売事業者の変更	3
(2)	販売所の変更	4
(3)	貯蔵施設等の変更	5
(4)	保安機関の変更	6
(5)	損害賠償の支払い能力等の変更	7
II	承継等	8
1.	事業の譲渡	8
2.	事業の相続	9
III	販売事業	10
1.	標識の掲示	10
2.	業務主任者	10
(1)	業務主任者等の選解任	10
(2)	業務主任者等の選任数	12
(3)	業務主任者等の資格	12
(4)	業務主任者等の職務	13
3.	液化石油ガスの貯蔵施設	14
(1)	貯蔵施設の設置	14
(2)	貯蔵施設の技術上の基準	15
(3)	貯蔵施設の設置の許可等	16
(4)	貯蔵施設の変更等	16
(5)	完成検査	16

4. LPガスの規格	16
5. 書面の交付	17
6. 販売の方法	18
(1) 販売方法の主な基準	18
(2) 質量販売の可能な場合	19
(3) 質量販売における容器の引渡方法	20
7. 供給設備・消費設備	20
(1) 特定供給設備以外の供給設備の主な基準	21
(2) 特定供給設備	22
(3) 消費設備の技術上の主な基準	22
8. 完成検査	23
9. 保安教育	23
10. 帳簿の記載	23
11. 報告	24
IV 認定液化石油ガス販売事業者	25
1. 保安の確保の方法等の認定	25
(1) 認定の申請	25
(2) 保安確保機器の種類	25
(3) 保安確保機器の設置及び管理の方法	26
2. 認定液化石油ガス販売事業者の報告	26
3. 認定液化石油ガス販売事業者の特例	26
V 保安業務	29
1. 保安業務を行う義務	29
2. 保安業務の内容	29
3. 認定	30
4. 保安業務規程の認可申請等	31
5. 保安機関の認定の更新	31
6. 一般消費者等の数の増減	33
7. 認定行政庁の変更の届出	34
8. 保安機関の変更の届出	34
9. 承継の届出	34
(1) 提出先	34
(2) 添付書類	35

10. 保安業務の廃止	35
11. 保安業務の委託	35
12. 保安機関の報告	36
13. 保安業務の運用	36
VI 液化石油ガス設備工事	38
1. 液化石油ガス設備工事	38
(1) 液化石油ガス設備工事の届出	38
(2) 基準適合義務	38
(3) 液化石油ガス設備工事の作業とは	39
(4) 設備工事資格者	39
2. 特定液化石油ガス設備工事事業	40
(1) 特定液化石油ガス設備工事事業の届出	40
(2) 特定液化石油ガス設備工事事業の変更及び廃止	40
(3) 特定液化石油ガス設備工事とは	40
3. 工事施工後の表示、記録の保存	41
4. 器具の備付け	41
5. ガス消費機器設置工事監督者	42



販売事業の登録等

1. 販売事業の登録

(1) 申請先

液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、経済産業大臣、経済産業局長及び産業保安監督部長又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。（法第3条第1項）

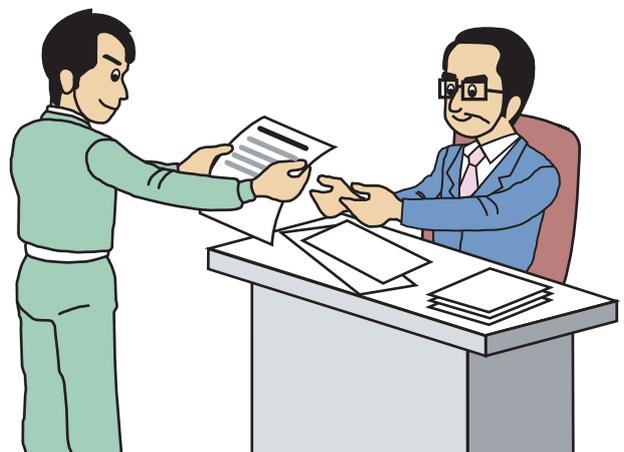
販売事業の登録申請先は、販売所の所在地によって下記のとおりとなります。
（規則第4条）

申請者の区分	申請書の提出先
一の都道府県の区域内のみで、販売所を設置して販売事業を行う場合	当該都道府県知事
一の経済産業局（産業保安監督部又は同支部）の区域内で二以上の都道府県に販売所を設置して販売事業を行う場合	当該産業保安監督部長又は同支部長
二以上の経済産業局の区域内に販売所を設置して販売事業を行う場合	経済産業大臣

(2) 提出書類

販売事業の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければなりません。（法第3条第2項）

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 販売所の名称及び所在地
- ③ 液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）の位置及び構造
- ④ 液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について法第27条第1項に掲げる業務を行う法第29条第1項の認定を受けた者の氏名又は名称及びその事業所の所在地
- ⑤ 販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置



販売事業登録申請書に添付する書類は次のとおりです。（規則第4条第2項）

- ① 貯蔵施設（貯蔵量が3,000kg未満のものに限る。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面（法第11条ただし書に定める場合を除く。）
- ② 法第11条ただし書に定める場合においては、その適合内容を証する書面
- ③ 販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量
- ④ 液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を証する書面
- ⑤ 申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書
- ⑥ 申請者（申請者が法人である場合は、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第4条第1項各号に該当しないことを誓約した書面

〈解釈〉○「販売所」とは、通常の場合において取引（契約）が成立する所をいい、その場所からさらに他の場所に連絡され、他の場所から現品が供給されるような事情があっても、その場所において取引が成立する限り、当該場所は販売所である。

○高圧ガス保安法第5条の許可を受けている者であっても、一般消費者等に対し液化石油ガスを販売する事業を行おうとする場合には、販売事業の登録を受けなければなりません。

○保安業務を委託して行う場合は、委託先保安機関の名称等を記載してください。

○「保安業務」とは、規則第29条に保安業務の区分として規定されている。詳細については、「V保安業務 2. 保安業務の内容」を参照のこと。

○「保安機関」とは、一般消費者等について「保安業務」を行う者として、法第29条第1項の規定に基づき、経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けた者をいう。この認定は、2以上の都道府県の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合は、経済産業大臣（権限の委任により1の産業保安監督部管内の場合は産業保安監督部長）、1の都道府県の区域に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合は都道府県知事が行う。

【罰則】第3条第1項の登録を受けずに液化石油ガス販売事業を行った者＝1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2. 登録行政庁の変更届等

液化石油ガス販売事業の登録を受けた者は、登録を受けた後、登録行政庁を越えて販売所を変更する場合は、変更予定先の行政庁に対し登録申請を行い、旧登録行政庁に対して登録行政庁変更届を提出しなければなりません。

登録行政庁の変更届を提出しなければならない場合は次のとおりです。（法第6条）

- ① 経済産業大臣の登録を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ販売所を有することとなったとき。
- ② 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における販売所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に販売所を設置することとなったとき。

- ③ 都道府県知事の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなったとき。

注) 保安機関の認定を受けている事業者は、保安機関の認定行政庁の変更の手続も必要となります。

【罰則】 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。

■ 例

旧販売所所在地	変更後販売所所在地	登録申請先	登録行政庁変更届提出先
青森県、東京都	青森県	青森県知事	経済産業大臣
青森県	岩手県	岩手県知事	青森県知事
東京都	神奈川県、千葉県	関東東北産業保安監督部長	東京都知事
青森県	岩手県、宮城県	関東東北産業保安監督部 東北支部長	青森県知事
青森県、岩手県	宮城県、東京都	経済産業大臣	関東東北産業保安監督部 東北支部長

3. 販売所等の変更の届出等

液化石油ガス販売事業者は、登録申請時の登録事項（法第3条第2項第1号～第5号）に変更がある場合、登録行政庁に変更の届出を提出しなければなりません。（法第8条）規則では次のように定めています。（規則第9条）

- 法第8条の規定により販売所等の変更の届出をしようとする者は、様式第5による届書を法第3条第1項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。ただし、法第3条第2項第3号に定める事項を変更した者であって法第36条に規定する都道府県知事の許可を受けたものは、この限りでない。
- 前項の届書には、貯蔵施設の変更をした者にあつては第4条第2項第1号に掲げる書類を、貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更した者にあつては第4条第2項第2号に掲げる書類を、液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を変更した者にあつては第4条第2項第4号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 販売事業者の変更

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があった場合

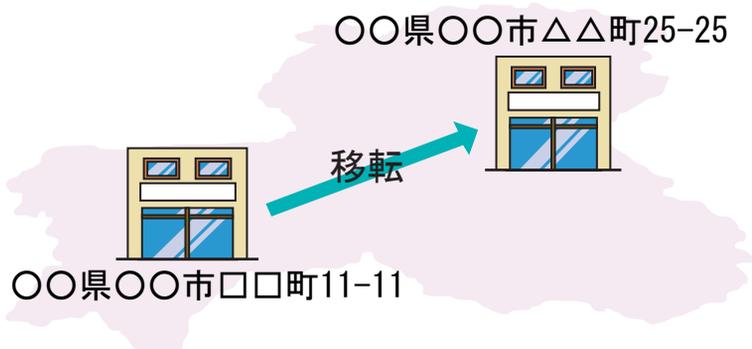
① 販売事業者の名称、法人代表者の氏名、住所の変更

(例1) 会社の名称変更

(例2) 代表者(社長)の変更



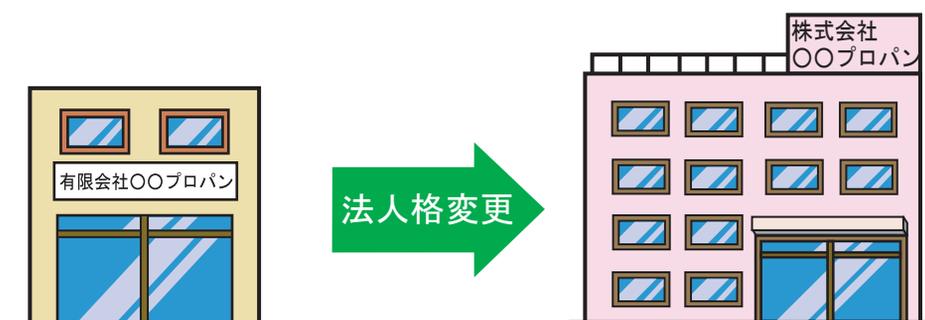
(例3) 会社の住所の変更(同一都道府県内の移転)



② 会社の法人格の変更

(例1) 合名会社 ⇔ 合資会社

(例2) 有限会社 ⇔ 株式会社



注) 個人商店から法人に変更する場合は、新たな登録と個人事業の廃止届けが必要となります。

(例) 〇〇商店 → 株式会社〇〇商店

株式会社〇〇商店で都道府県知事に新規登録 → 〇〇商店の廃止届け

(2) 販売所の変更

販売所の名称及び所在地に変更があった場合

① 販売所の名称変更



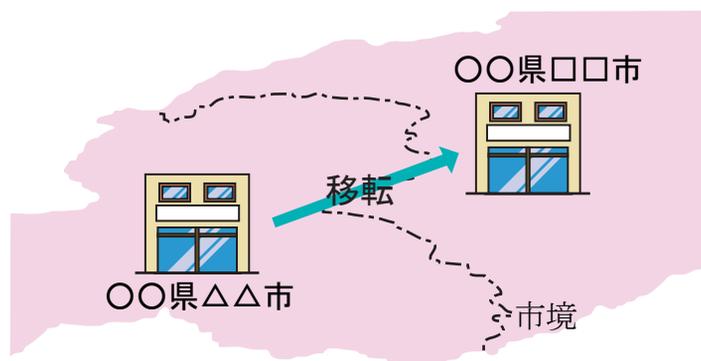
② 販売所の住居表示の変更

(例) 〇〇市△△町11-11 → 〇〇市□□町11-11

注) 町村合併等行政の都合により住居表示の変更がある場合は、販売事業者側からの変更は原則として不要ですが、登録行政庁へ確認してください

③ 同一行政庁内での販売所の移転

(例) 同一県内での移転



④ 販売所の増減 (同一行政庁管内)

(例1) 広島県知事所管販売事業者が、広島県内に2ヵ所目の販売所を増設する。

(例2) 福岡県知事所管販売事業者が、2ヵ所の販売所を1ヵ所に統合する。



注1) 異なる行政庁に係る販売所の増減は、新行政庁に対し新規の登録と旧行政庁に対し登録行政庁の変更の届出が必要となります。

注2) 保安機関及び特定液化石油ガス設備工事業についても、法手続きが必要になる場合がありますので注意してください。

(3) 貯蔵施設等の変更

液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設等の位置及び構造に変更があった場合は、販売所等の変更の届出に書類を添付しなければなりません。

※ 変更の内容については「Ⅲ販売事業 3. 液化石油ガスの貯蔵施設の設置、変更等 (4)貯蔵施設の変更等及び7. 供給設備・消費設備(2)特定供給設備」(p16、p22)を参照してください。

(4) 保安機関の変更

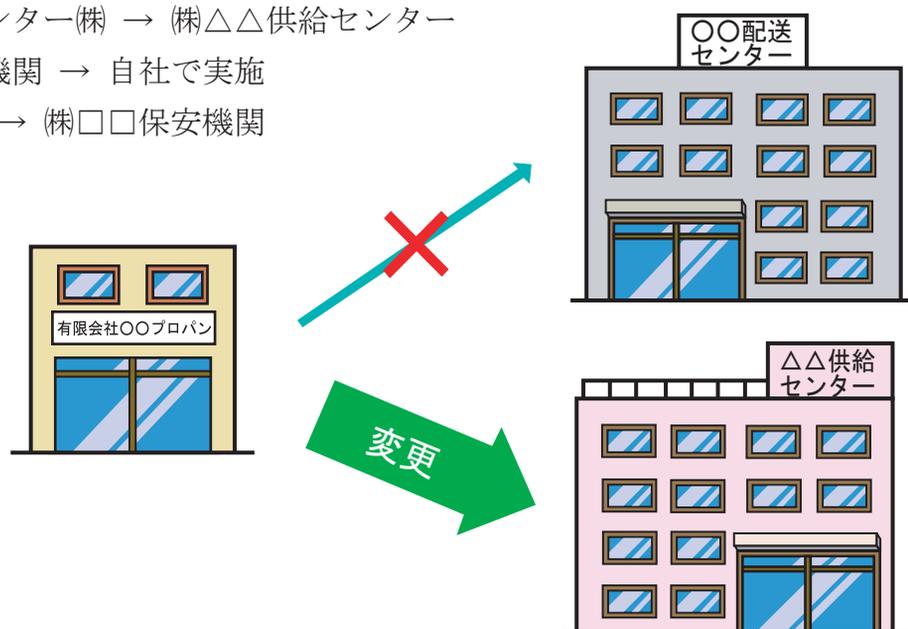
液化石油ガスの販売契約を締結する一般消費者等について、保安業務を行う保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地に変更があった場合

① 保安機関の変更

(例1) ○○配送センター(株) → (株)△△供給センター

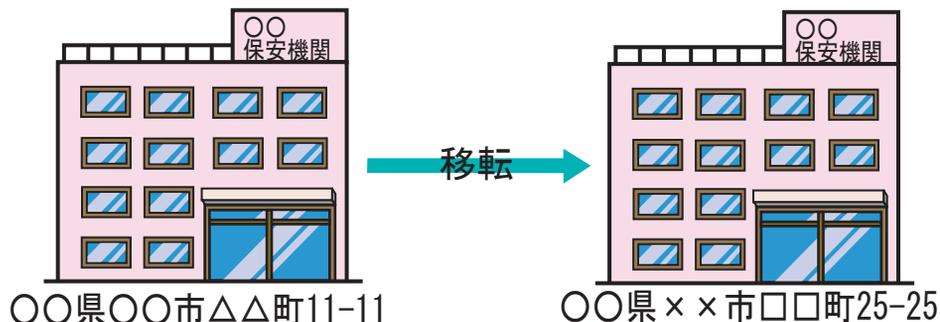
(例2) (株)□□保安機関 → 自社で実施

(例3) 自社で実施 → (株)□□保安機関



注) 保安機関を変更したときは、遅滞なく、一般消費者等に対し書面を交付(保安機関名、住所、連絡の方法)する必要があります。

② 保安機関の事業所所在地の変更



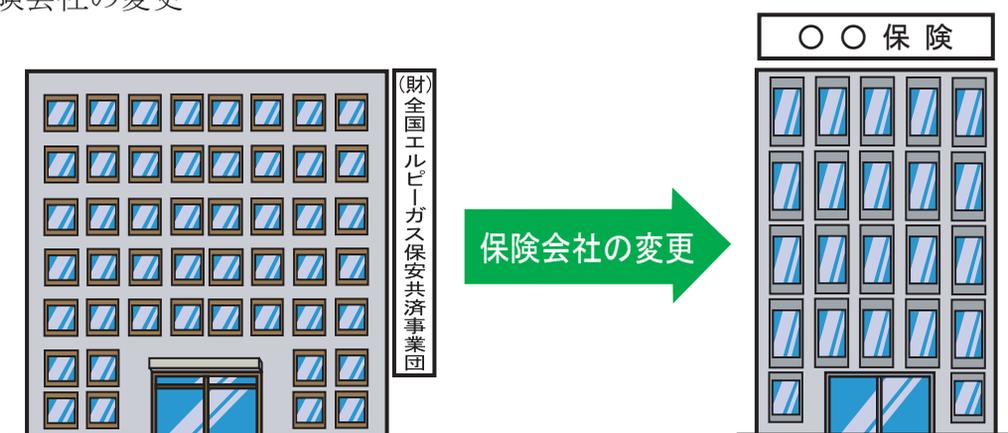
注) 保安機関側の都合により変更しても、販売所等の変更の届出は販売事業者として必要です。

〈解釈〉 保安業務区分ごと販売所ごとに保安機関を変更したときには、届出が必要です。

(5) 損害賠償の支払い能力等の変更

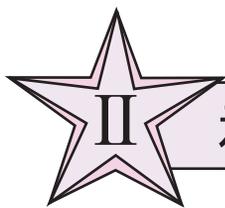
その販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置の内容に変更があった場合は、販売所等の変更届を提出しなければなりません。

- ① 損害賠償の支払い能力の変更
- ② 保険会社の変更



注) (財) 全国エルピーガス保安共済事業団から他の保険会社に変更したときは、保険契約書、保険約款等が必要になります。

【罰則】 第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者=10万円以下の過料に処する。



承継等

液化石油ガス販売事業者がその事業の全部を譲り渡し、又は液化石油ガス販売事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併によりその事業の全部を承継した法人は、その液化石油ガス販売事業者の地位を承継することができます。（法第10条）

1. 事業の譲渡

被承継者の液化石油ガス販売に係る事業の全てについて譲り受ける場合に行います。
所管行政庁が同一の場合は、当該行政庁へ届出ます。

所管行政庁が異なる場合は、承継後の販売所の分布に基づき新所管行政庁へ届け出るようになります。

承継届書には、様式第6「甲」と様式第7「乙」がありますので、規則第10条第1項に従い、間違いのないよう提出します。

所管行政庁に変更がない場合は、様式第6「甲」のみをその行政庁に提出します。

なお、産業保安監督部関係の提出書類の宛名は、産業保安監督部長又は支部長となります。

■例

承継事業者の所管	被承継事業者の所管	承継後の所管	届書（甲）	届書（乙）
経済産業省	経済産業省	経済産業省	○	
経済産業省	青森県	経済産業省	○	○
九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	○	
九州産業保安監督部	中国四国産業保安監督部	経済産業省	○	
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	中部近畿産業保安監督部 中部本部	中部近畿産業保安監督部	○	
青森県	経済産業省	経済産業省	○	○

承継の届書には次の書面を添付しなければなりません。（規則第10条第2項）

- ① 販売事業者の地位を承継した者にあつては、様式第7の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- ② 合併によって販売事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- ③ 分割によって販売事業者の地位を承継した法人にあつては、様式第9の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

2. 事業の相続

事業主が引退し、相続人（相続人が2人以上あるときは、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときはその者をいいます。）が事業を承継する場合。

注）法人で代表者を変更したときは、販売所等の変更届となります。

相続の場合には次の書面を添付しなければなりません。（規則第10条第2項）

- ① 販売事業者の地位を承継した相続人であって、2以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第8による書面及び戸籍謄本
- ② 販売事業者の地位を承継した相続人であって、①の相続人以外のものにあつては、様式第9による書面及び戸籍謄本

〈解釈〉法第10条は、事業の全部の譲り渡し又は相続若しくは合併があつた場合を新規の登録の特例として認めているもの。例えば、一部の販売所に係る事業の譲渡しの場合は、販売事業の登録又は販売所等の変更の届出が必要となります。

事業の全部の譲渡しとは、被承継者の液化石油ガスの販売に係るすべての事業について譲り渡すことであり、すべての販売所について営業権、店舗及び貯蔵施設、従業員、帳簿等を譲り渡すことをいいます。

相続とは、その事業の包括承継のみを意味し、分割承継は含みません。

承継に伴って販売所等の名称の変更があつた場合は、届書にその旨を付記しなければなりません。

【罰則】第10条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。

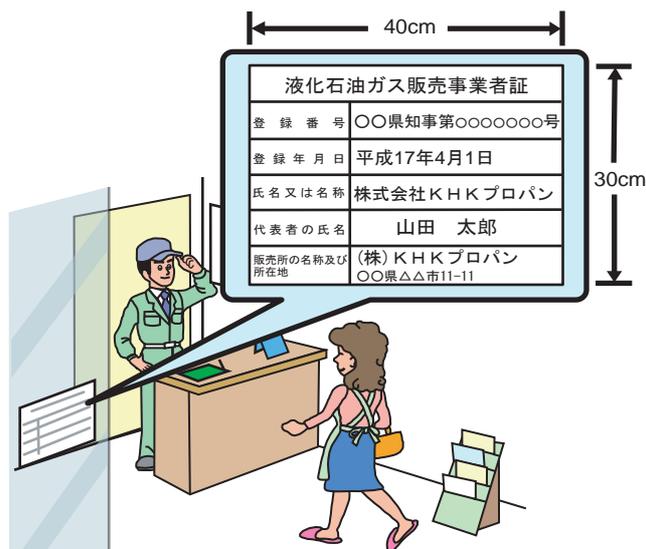


販売事業

1. 標識の掲示

液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に規則で定める大きさの標識を掲示しなければなりません。（法第7条）

標識は規則第8条で様式第4と定められています。



〈解釈〉標識の掲示は、販売事業の登録を受けた後に、その事業を開始する時までに掲げなければなりません。

【罰則】第7条の規定に違反した者＝20万円以下の罰金に処する。

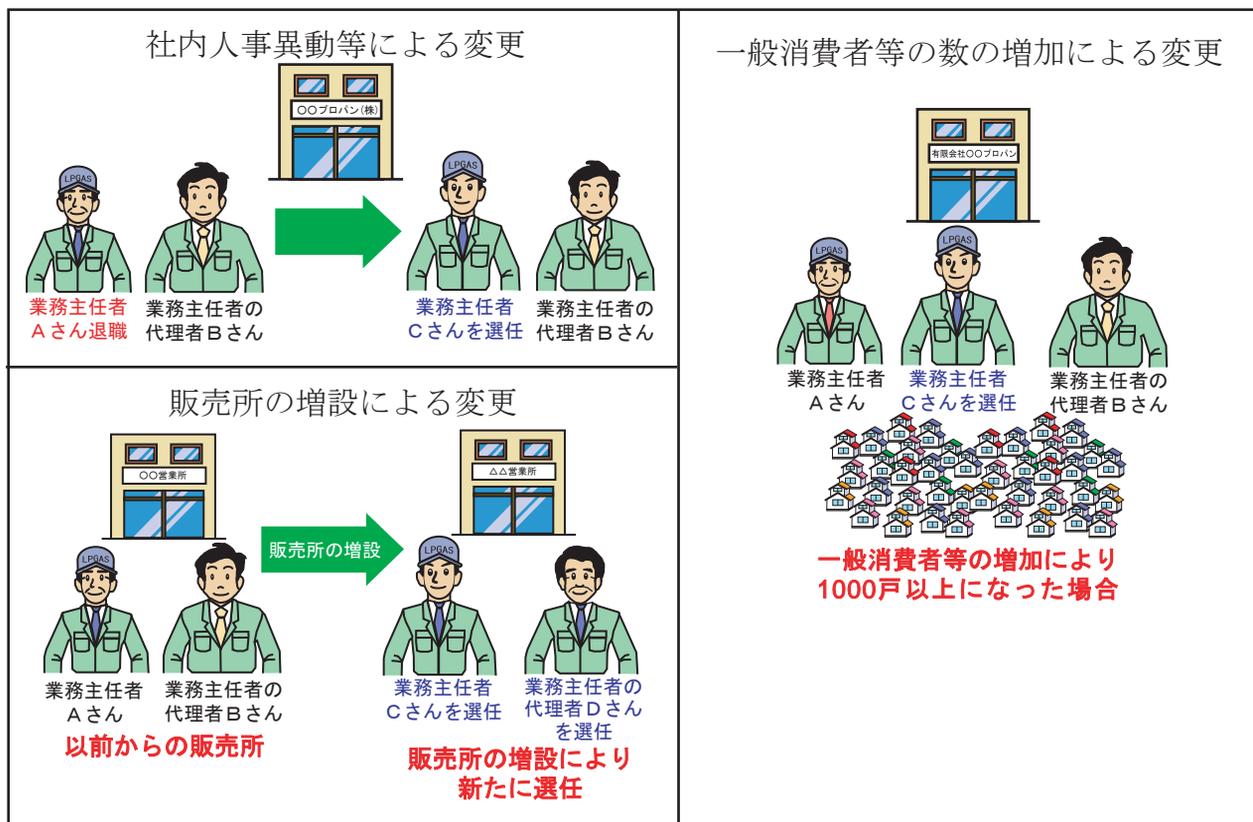
2. 業務主任者

(1) 業務主任者等の選解任

販売事業者は、販売所毎に一般消費者等の数に対応した人数以上の者を、業務主任者に選任し、併せて販売所毎に1人以上の業務主任者の代理人も選任し、その職務を行わせなければなりません。

また、業務主任者及び業務主任者の代理人を選任（解任）したときは、登録行政庁へ選任（解任）届けを行わなければなりません。（法第19条～第21条）

■例 社内人事異動等による変更 等



〈解釈〉業務主任者関係

1. 同一の販売所において販売主任者と兼務することは認められます。ただし、その職務が過大になって実行できない場合には、「職務を行わせなければならない」の規定に違反することになります。
2. 「職務を行わせ」とは、業務主任者を選任するだけでなく、実際に業務主任者としてその職務を行うことを命じ、その職務を行うことができる部署に配置し、職務を行うことができる環境を整備し、業務主任者がある職務を怠るときは、これを督促し、その職務を行わせることです。

〈解釈〉業務主任者の代理者関係

1. 業務主任者の代理者の選任は、原則として「業務主任者の選任と同時に」として運用します。
2. 法第21条の業務主任者が「旅行、疾病その他の事故によって、その職務を行うことができない場合」とは、相当長期の職務遂行不可能な場合をいい、一時的な不在等の場合は除かれます。

【罰則】 第19条第1項、第21条第1項の規定に違反した者＝6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第19条第2項、第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝20万円以下の罰金に処する。

(2) 業務主任者等の選任数

販売事業者は、一般消費者等の数が1,000未満の販売所は1人、1,000以上の販売所は2人に一般消費者等の数が2,000を増すごとに1人を加算した数。

なお、一般消費者等の数が1,000未満の販売所で選任された業務主任者は、①当該販売所が相互に60分以内に到着できる場合、②当該販売所の一般消費者等の数が合計で1,000未満の場合には2以内の販売所の業務主任者を兼務することができます。（規則第22条）

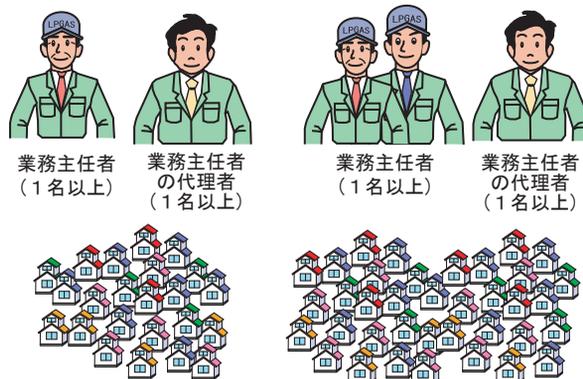
また、業務主任者の代理者は販売所ごとに1人以上を選任しなければなりません。（規則第25条第1項）

業務主任者等の選任数

一般消費者等の数	業務主任者の数
1以上 1,000未満	1人以上
1,000以上 3,000未満	2人以上
3,000以上 5,000未満	3人以上
5,000以上	4人に一般消費者等の数が2,000増す毎に1人を加えた人数

■一般消費者等1,000戸未満

■一般消費者等1,000戸以上3,000戸未満



〈解釈〉「一般消費者の数」とは、供給設備により供給している場合にあつては、ガスメータ1個につき1として算定します。

(3) 業務主任者等の資格

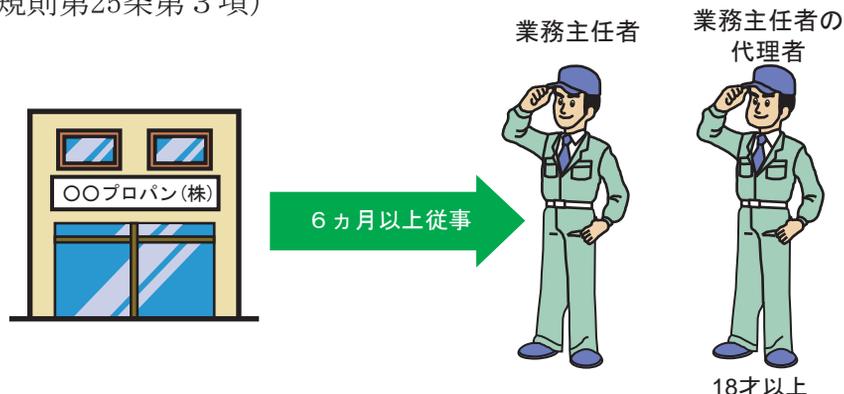
① 業務主任者

第二種販売主任者免状の交付を受け、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験をもつ者。（法第19条第1項、規則第22条第3項・第4項）

② 業務主任者の代理者

業務主任者と同様の免状、経験を有する者又は液化石油ガスの販売の経験を有する者（高圧ガス保安協会の行う業務主任者の代理者講習を修了し、液化石油ガスの販売の実務に6月以上従事した経験を有し、かつ、18才以上の者。）。

（法第21条第1項、規則第25条第3項）



(4) 業務主任者等の職務

業務主任者は、液化石油ガスの販売に係る保安に関し経済産業省令で定める職務を誠実に行わなければなりません。（法第20条）

経済産業省令で定める職務は、次のとおりです。（規則第24条）

- ① 法第3条第2項第3号から第5号までの事項を変更したときは、遅滞なく、法第8条の届出がなされるよう監督すること。
- ② 法第14条の書面を作成し、又はその作成を指導すること。
- ③ 液化石油ガスの販売の方法が法第16条第2項の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
- ④ 貯蔵施設が法第16条第1項又は法第37条の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
- ⑤ 供給設備が法第16条の2第1項の基準(特定供給設備にあつては、法第37条の基準)に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。
- ⑥ 法第18条第1項の規定による保安教育の計画の立案、実施又はその監督を行うこと。
- ⑦ 法第27条第1項の保安業務の実施及びその結果を確認すること。
- ⑧ 法第36条第1項に規定する貯蔵施設又は特定供給設備が、法第37条の2第1項の許可を受けないで変更されること及び法第37条の3第1項の完成検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。
- ⑨ 法第37条の4第1項に規定する充てん設備が、法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の許可を受けないで変更されること、法第37条の4第4項において準用する法第37条の3第1項の完成検査を受けないで使用されることがないよう監督すること。
- ⑩ 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。

〈解釈〉⑦の「保安業務の実施及びその結果を確認」には、保安機関から保安業務を実施したことにつき報告された内容を確認し、技術上の基準に適合しないと認められるものについては、所要の措置を講ずることまでが含まれます。

1人の業務主任者に対し2人以上の業務主任者の代理者を選任する場合は、その職務の代行の順序を明らかにする必要があります。

3. 液化石油ガスの貯蔵施設

(1) 貯蔵施設の設置

販売事業者は、貯蔵施設を販売所と同一敷地内に設置しなければなりません。しかし、貯蔵施設を敷地外に設置する場合は、販売所から5km以内の場所に設置し、次の①に掲げる要件を満たすことが条件となります。また貯蔵施設が不要となる場合もあります。(法第11条、規則第11条)



① 貯蔵施設

販売事業者は、販売所ごとに面積3㎡以上の貯蔵施設(容器置場)を所有又は占有しなければなりません。

貯蔵施設は、販売所と同一敷地内に設置するか、敷地外の場合は次に掲げる要件を満たし、販売所から5km以内の場所に設置します。

イ 10分以内に到着できるよう車両を保有する。

ロ 貯蔵施設に従業員で保安業務員以上の有資格者が管理人で常駐するか、又は貯蔵施設にさく、へいを設け、施錠して関係者以外の者が立ち入れないようにする。

ハ 共同の貯蔵施設は、販売事業者ごとの占有範囲をへい、くさり等で明確に区分し、必要な器具は専用のもを備える。

ニ 共同の貯蔵施設は、賃貸借契約等により管理責任を明確にする。

② 貯蔵施設の共用

2以上の販売所で1つの貯蔵施設を共用してもよい。ただし使用部分を明確にする。また、面積は販売所数×3㎡以上とする。

③ 面積の算定

イ 柱、壁の中心線から算定する。

ロ 同一敷地内の貯蔵施設は合算して3㎡以上あればよい。

ハ 一般消費者等以外に販売するLPガス容器(高压ガス保安法適用)が含まれていても、施設面積として販売所ごとに3㎡以上あればよい。

ニ LPガス以外の高压ガスを併せて貯蔵する場合は、その部分を除いて3㎡以上必要で、かつ、LPガスと区分して貯蔵する。

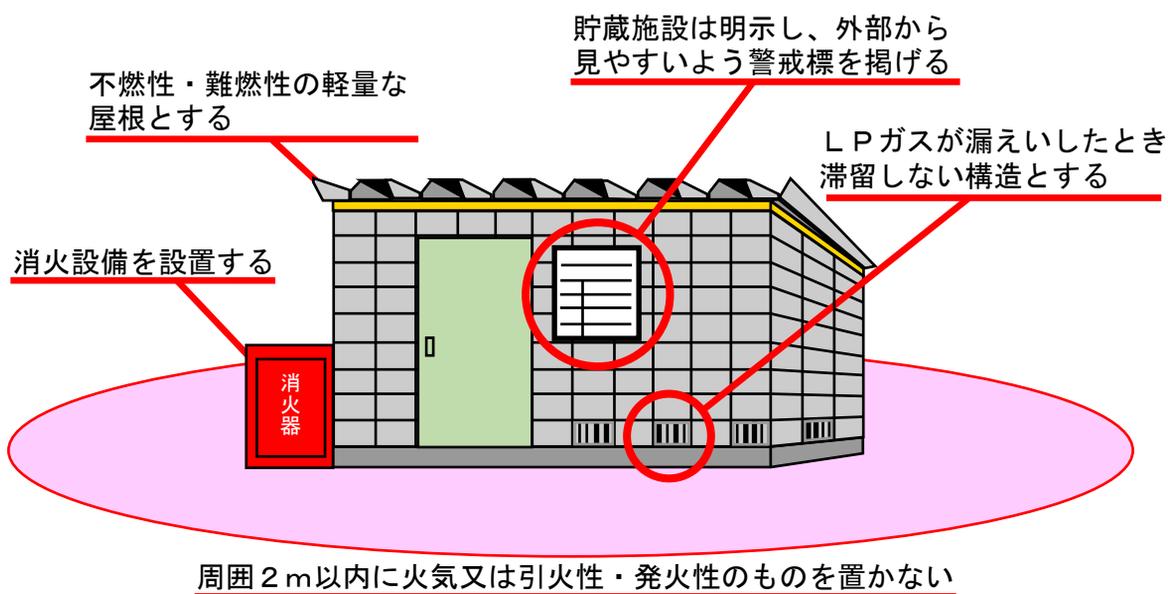
④ 貯蔵施設が不要となる例

- イ 販売事業者が第一種製造者であって、高圧ガス保法第8条第1号の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有又は占有している場合
- ロ 販売事業者が第一種貯蔵所を所有又は占有している場合
- ハ 一般消費者等へ販売する充てん容器等の保管、容器の引渡し及び引取りを次の者に全量委託している場合
 - a 第一種製造者であって、高圧ガス保安法第8条第1号の技術上の基準に適合する貯蔵施設を所有又は占有している場合
 - b 第一種貯蔵所を所有し、又は占有している者
- ニ 販売事業者が一般消費者等へのLPガスの販売を全量バルク供給にしている場合
- ホ 農業協同組合などの所有する貯蔵施設から、組合員の販売事業者が常に仕入れができる場合
- ヘ 近接する資本的結合のある第一種製造者が所有し又は占有する充てん所の貯蔵施設があり、常にLPガスの仕入れができる場合

〈解釈〉「貯蔵施設を所有又は占有しなければならない」とは、単に自ら所有し、又は占有しているのみでは足りず、自ら使用しうる状態、条件で所有又は占有しなければなりません。例えば、所有しているが、他人に貸している場合は、自らの販売事業のために所有又は占有していることにはなりません。

【罰則】第11条の規定に違反した者＝6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(2) 貯蔵施設の技術上の基準



- ① 貯蔵施設は明示し、外部から見やすいよう警戒標を掲げる。
- ② 第一種・第二種保安物件に対して保安距離を確保する。

- ③ 不燃性・難燃性の軽量な屋根とする。
- ④ LPガスが漏えいしたとき滞留しない構造とする。
- ⑤ 消火設備を設置する。
- ⑥ 貯蔵施設内には、LPガス容器及び計量器等以外の不要物を置かない。
- ⑦ 貯蔵施設の周囲2m以内に火気又は引火性・発火性のものを置かない。
- ⑧ 容器を常に温度40℃以下に保つ。
- ⑨ 容器には転倒・転落防止措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。

(3) 貯蔵施設の設置の許可等

- ① 貯蔵量が3,000kg以上の貯蔵施設は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
- ② 貯蔵量が3,000kg未満の貯蔵施設は、販売事業の登録申請書に構造図等を添付します。

(4) 貯蔵施設の設置、変更等

- ① 3,000kg未満の貯蔵施設の変更
 - (例1) 貯蔵施設を販売所敷地内の別の場所に移転
 - (例2) 貯蔵施設の面積の変更
 - (例3) 充てん所を所有するA事業者へ配送を全量委託し、貯蔵施設を撤去

- ② 3,000kg以上の貯蔵施設の変更

液化石油ガスの貯蔵量が3,000kg以上の貯蔵施設を設置又は変更する場合は、貯蔵施設の許可及び完成検査を受け、完成検査証を受領した後に販売所等の変更届を提出します。(法第36条の規定により、貯蔵施設について都道府県知事の設置の許可を受けた場合は、規則第9条第1項ただし書の規定により、変更届の提出は不要)

(5) 完成検査

貯蔵設備の完成検査については8. 完成検査を参照してください。

4. LPガスの規格

販売事業者は、規格に適合した液化石油ガスを販売をしなければなりません。

規格に適合した液化石油ガスの規格名称は、い号、ろ号、は号と呼ばれ、その成分含有率は次表のとおりです。

また、供給設備に腐しよくを生ずるおそれのある濃度以上の水銀を含有しないものとされています。(法第13条、規則第12条)

名 称	プロパン及び プロピレンの 合計量の含有率	エタン及びエチレン の合計量の含有率	ブタジエンの 含有率
い号液化石油ガス	80%以上	5%以下	0.5%以下
ろ号液化石油ガス	60%以上80%未満	5%以下	0.5%以下
は号液化石油ガス	60%未満	5%以下	0.5%以下

(注) 1. 圧力は、温度40℃において1.53MPa (ゲージ圧力) 以下とする。

2. 含有率は、モル比によるものとする。

〈参考〉

液化石油ガス中の水銀濃度

プロパン0.009mg/Nm³以下

ブタン0.08mg/Nm³以下

(注) 3. 「LPガスの品質に関するガイドライン」(日本LPガス協会)の規定による。

5. 書面の交付

販売事業者は、一般消費者等と販売契約締結の際には、下記記載事項を記した書面を交付しなければなりません。

また、記載事項の内容を変更した場合は、交付をし直すか変更した部分のみを交付しなければなりません。(法第14条、規則第13条)

書面の記載事項

- ① LPガスの種類
- ② LPガスの引渡しの方法
- ③ 供給設備及び消費設備の管理の方法
- ④ 消費設備の調査の方法及び周知の方法
- ⑤ 保安機関の氏名又は名称
- ⑥ その他規則第13条で定める事項

規則第13条で定める事項

- ① 販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
- ② 一般消費者等の責任に関する事項
- ③ LPガスの計量の方法
- ④ 質量販売における残ガスの引き取り方法
- ⑤ LPガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び内容の説明
- ⑥ 供給設備及び消費設備の所有関係
- ⑦ 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法
- ⑧ 販売事業者が所有権を有する消費設備を一般消費者等が利用する場合、一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法
- ⑨ 販売事業者が所有権を有する消費設備に係る配管の所有権を、販売契約解除時に一般消費者等に移転する場合の清算額の計算方法
- ⑩ 保安機関の名称、住所及び連絡方法



- 〈解釈〉
1. 「書面」は、契約書である必要はありません。
 2. 「交付しなければならない」とは、販売事業者に交付義務を課しているだけであって販売事業者に対する交付請求権が一般消費者等にあることを意味するものではありません。
 3. 「液化石油ガスの引渡しの方法」としては、容器に充てんされている液化石油ガスを引き渡す場合には、「継続的消費に支障を生じないように遅滞なく、かつ、配管に接続して」液化石油ガスを引き渡すことを具体的に記載してください。また、容器に充てんされている液化石油ガスを引き渡さない場合には「計画的な容器の交換等により、一般消費者の継続的消費に支障を生じないように遅滞なく」液

化石油ガスを引き渡すことを具体的に記載してください。

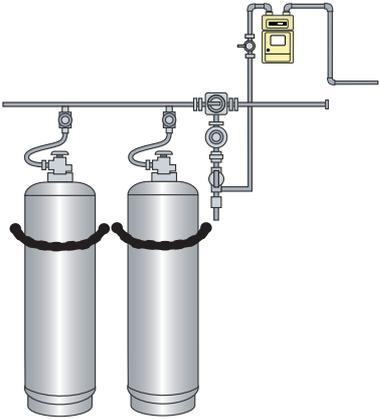
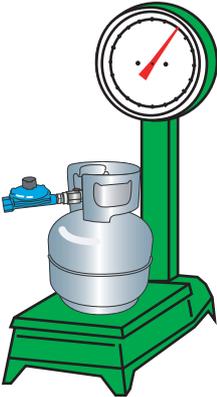
4. 「供給設備及び消費設備の管理の方法」として、消費者が供給設備の取外しを行う場合には、保安の確保のため当該供給設備に係る販売事業者に連絡しなければならない旨記載してください。
5. 販売事業者の保安サービスの内容（消費者宅の調査点検の毎年実施、全消費者宅へのヒューズガス栓設置等）についても記載するようにしてください。
6. 「販売事業者及び保安機関の責任に関する事項」としては、販売事業者及び保安機関の保安上の責任を有する範囲等を記載してください。
7. 販売事業者が保安機関を変更したときは、遅滞なく、一般消費者等に対し書面を交付する必要があります。その際、⑩の内容のみを交付することでもよい。

【罰則】 第14条第2項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。

6. 販売の方法

販売事業者は、規則第16条の規定に基づきLPガスを販売しなければなりません。販売の基本は、ガスメータによる体積販売です。

しかし、屋外において移動して消費する場合、内容積20L以下の容器の場合、カップリング付き容器用弁を有する内容積25L以下の容器の場合などは、質量販売が可能です。（法第16条、規則第16条）

〈体積販売〉 ガスメータを通過した量(体積) で販売をする方法	〈質量販売〉 容器に入っている量(質量) で販売をする方法
	

(1) 販売方法の主な基準

■ 容器関係

- ① 一般消費者等の供給設備・消費設備に取り付ける充てん容器は、外面に使用上支障のある腐しやく、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、LPガスが漏えいしていないものであること。
- ② 一般消費者等の供給設備・消費設備に取り付ける充てん容器は、充てん期間を6月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってすること。

- ③ 容器交換時に、L P ガスの供給が中断することにより使用中の燃焼器からL P ガスが漏えいしないよう末端ガス栓を閉止する等の措置を講ずること。ただし、一般消費者等へのL P ガスの供給を中断することなく容器交換を行うことができる設備を設けている場合は、この限りではない。
- ④ 容器交換等により容器を集合装置、供給管及び配管から取り外した時は、その取り外した容器について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に置くこと。
- ⑤ 容器は、残ガス容器と充てん容器に区分して貯蔵施設に置くこと。

〈解釈〉「その旨を明示」の明示する事項は、「充てん期限平□ー○」（□は年、○は月を示す。）とし、月については、次回の再検査を受けないで充てんできる最終日を含む月とする。文字色は赤、一文字の大きさは縦横3 cm以上とし、その位置は、容器の胴部の見やすい箇所とします。

■ 供給、取引関係

- ① 販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合は、L P ガスの供給開始時までに、当該消費設備が販売事業者の所有する設備であることを当該一般消費者等に確認すること。
- ② L P ガスの引渡しは一般消費者等の継続的消費に支障を生じないように遅滞なくすること。
- ③ 販売契約解除の申し出に対し、販売事業者所有設備の取り扱いは正しく行うこと。

イ 供給設備

供給設備の撤去は、所有者である販売事業者が自ら行う。販売事業者は一般消費者等から契約解除の申し出があった場合には、正当な事由が無い限り速やかに供給設備を撤去（原則一週間以内）すること。

ロ 消費設備

消費設備に係る配管であって販売事業者が所有するものについては、当該一般消費者等が別段の意思表示をする場合そのほかやむを得ない事情がある場合を除き、適正な対価で一般消費者等に所有権を移転すること。

■ 供給管、配管、集合装置の修理

供給管、配管又は、集合装置を修理するためにL P ガスを遮断するときは保安上支障がない状態で行うこと。

■ バルク貯槽

- ① バルク貯槽は規定に基づき検査を行うこと。
- ② バルク貯槽の修理又は清掃は、保安上支障がない状態で行うこと。

(2) 質量販売の可能な場合

質量販売は以下の場合が可能です。

- ① 屋外において移動して消費する場合
 (例) 屋台（車両による場合を含む。）、イベント、お祭等

- ② 内容積20 L以下の容器により消費する場合
 - イ. 調整器が接続された内容積8 L以下の容器（2 kg容器等）を移動して消費
（例）料理飲食店、宴会場等
 - ロ. 20 L以下の容器（8 kg容器等）を配管に接続して消費
（例）工事事務所、臨時的な少量消費先等
- ③ 内容積25 L以下の容器（カップリング付容器用弁を有するもの）
- ④ 販売契約の締結日から1年以内に取り引が停止することが明らかで、登録行政庁が認めた消費の場合
- ⑤ 高圧ガス保安法の適用を受ける販売と不可分な消費の場合
- ⑥ 経済産業大臣が配管に接続することなく充てん容器を引き渡すことを認めた消費の場合
- ⑦ 災害救助法第23条により供与された応急仮設住宅で消費する場合

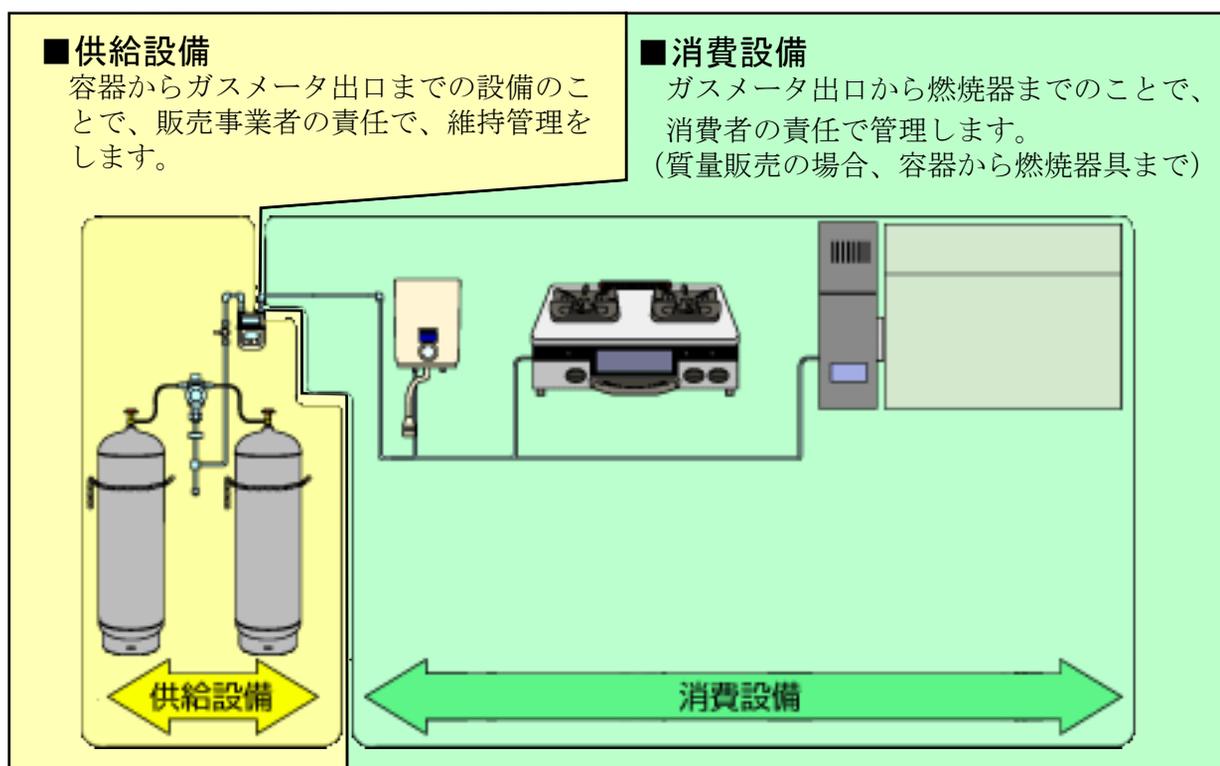
(3) 質量販売における容器の引渡方法

充てん容器の引き渡しは、以下の場合を除き配管に接続して販売します。

- ① 屋外において移動して消費する先への販売
- ② 調整器が接続された内容積8 L以下の容器での販売
- ③ 内容積25 L以下の容器（カップリング付容器用弁を有するもの）

【罰則】 第16条第1項又は第2項の規定に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。
第16条の2第2項の規定による命令に違反した者＝30万円以下の罰金に処する。

7. 供給設備・消費設備



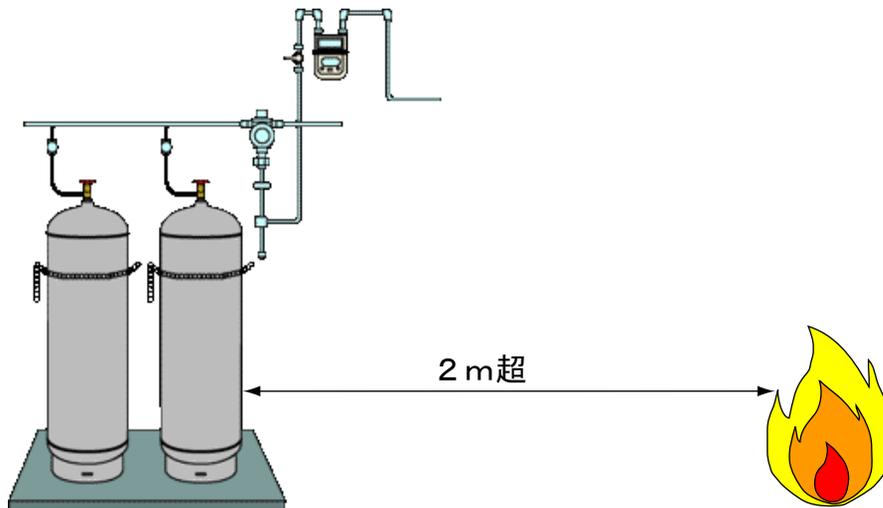
(1) 特定供給設備以外の供給設備の主な基準

販売事業者は、供給設備を技術上の基準に適合するように維持管理しなければなりません。

技術上の基準に適合していない場合は、必要な修理、改造等を販売事業者の責任において行わなければなりません。（法第16条の2、規則第18条）

① 貯蔵能力1,000kg未満（容器）

- イ 容器は火気から2 m超離れた屋外に設置すること。
- ロ 容器の転落・転倒防止及び腐しよくを防止する措置を講ずること。
- ハ 容器は温度40℃以下に保つこと。
- ニ 供給管等に欠陥がないこと及び腐しよくを防止する措置を講ずること。
- ホ 供給管等からの漏えいはないこと。
- ヘ 調整圧力は2.3kPa以上3.3kPa以下、閉そく圧力は3.5kPa以下、燃焼器入口圧力は2.0kPa以上3.3kPa以下であること。
- ト S型マイコンメータ等が設置されていること。



② 貯蔵能力1,000kg以上3,000kg未満（容器）

- イ 貯蔵設備が第一種保安物件から16.97m以上、第二種保安物件から11.31m以上の距離を有すること。（障壁等のない場合）
- ロ 貯蔵設備が火気を取り扱う施設から5 m以上の距離を有すること。
- ハ LPガスが漏えいしたとき滞留しないような措置を講ずること。
- ニ 貯蔵設備には、さく、へいを設けること。
- ホ 貯蔵設備には、外部から見やすいように警戒標を掲げること。
- ヘ 消火設備を設けること。
- ト 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根又は遮へい板を設けること。
- チ 容器には転落、転倒による衝撃及びバルブ等の損傷防止の措置を講ずること。
- リ 容器には湿気、水滴等による腐しよくを防止する措置を講ずること。
- ヌ 上記①のニ、ホ、へに適合すること及びS型マイコンメータ又は同等の機能を有する設備を設置すること。

【罰則】 第16条の2第2項の規定による命令に違反した者=30万円以下の罰金に処する。

(2) 特定供給設備

① 特定供給設備

特定供給設備は、貯蔵設備が容器の場合は、その貯蔵能力が3,000kg以上の貯蔵設備、貯槽又はバルク貯槽が含まれる場合は、その貯蔵能力が1,000kg以上の貯蔵設備、気化装置及び貯蔵設備に近接する調整器並びにこれらに準ずる設備並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁です。

② 特定供給設備の設置、変更

特定供給設備を設置しようとする場合は、設置場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。（法第36条）

また、変更しようとする場合は、設置の許可をした都道府県知事に変更許可申請をしなければなりません。（様式第29による）

なお、軽微な変更の場合は、設置の許可をした都道府県知事に様式第30による届出をしなければなりません。

③ 完成検査

特定供給設備の完成検査については、8. 完成検査を参照してください。

(3) 消費設備の技術上の主な基準

販売事業者は、一般消費者等が、消費設備を規則第44条の基準に適合し維持管理するよう、保安業務などを通して改善提案をしなければなりません。（法第35条の5、規則第44条）

また、CO中毒事故防止対策として、不完全燃焼防止装置付の燃焼器等の設置や、交換を推進していくことが必要です。

① 体積販売の場合

イ 配管等に欠陥がないこと及び腐しよく防止の措置がされていること。

ロ 配管に漏えいがないこと。

ハ 末端ガス栓と燃焼器の接続方法が適切であること。

ニ LPガスに適合した燃焼器が使用されていること。

ホ 燃焼器及び排気筒等が適切に設置されていること。

へ 規則第86条施設にはガス漏れ警報器が設置されていること。

② 質量販売の場合

イ 5Lを超える容器の転落、転倒防止及び腐しよく防止措置がされていること。

ロ 容器は常に温度40℃以下の場所に設置されていること。

ハ LPガスの使用に適合した調整器であること。

ニ LPガスに適合した燃焼器が使用されていること。

注) 都道府県知事は、消費設備が技術上の基準に合致しない場合は、その設備の所有者又は占有者に対し、修理、改造、移転の命令が出来ることになっています。

【罰則】 第35条の5の規定による命令に違反した者=30万円以下の罰金に処する。

8. 完成検査

貯蔵施設又は特定供給設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとするときは、当該貯蔵施設又は特定供給設備の所在する都道府県知事に様式第31により完成検査の申請をしなければなりません。

これらの施設等がこの完成検査に合格した後でなければ、これを使用してはならないこととされています。

ただし、これらの施設等の完成検査を高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行い、技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、当該貯蔵施設又は特定供給設備を使用することができます。

9. 保安教育

販売事業者は、従業者に対し保安教育を行わなければなりません。（法第18条）

LPガスによる災害を防止するため、販売事業者は従業者に対して保安教育を実施しなければなりません。

保安教育用の資料としては、以下のものがあります。

- ① LPガス販売事業者用保安教育指針
- ② LPガス保安技術者向けWebサイト
- イ 地域普及用テキスト
- ロ 保安専門技術者研修テキスト
- ハ 安全機器類の原理・構造等
- ニ 学習プログラム（保安教育シリーズ）



〈解釈〉「保安教育」としては、少なくとも高圧ガス保安協会が行う保安講習会に参加させるとともに、高圧ガス保安協会が作成する「保安教育を施すに当たって基準となるべき事項」を基にして作業標準を作成することが必要であるとして指導されています。

10. 帳簿の記載

販売事業者は次の場合に、その事項を販売所ごとに帳簿に記載し、記載の日から2年間保存しなければなりません。（法第81条、規則第131条）

ただし、書面交付に係るものについては契約終了まで、4年に1回以上の頻度で実施する点検調査に係る事項にあっては、次に実施されるまで保存しなければなりません。



帳簿に記載すべき事項

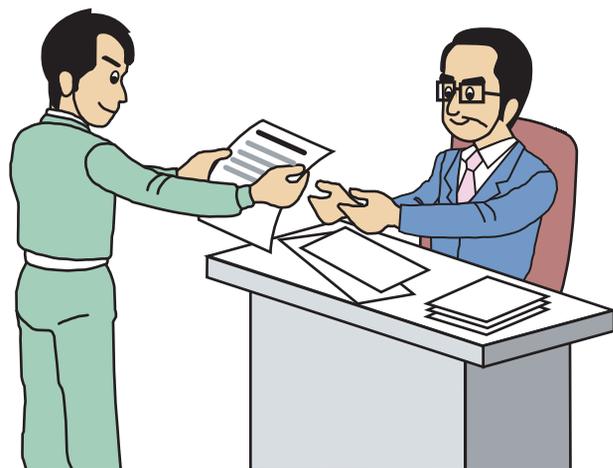
- ① 体積販売を行った場合
 - ② 質量販売を行った場合
 - ③ 残ガスを引き取った場合
 - ④ 14条書面を交付した場合
 - ⑤ 保安業務を委託した場合
 - ⑥ 貯蔵施設・特定供給設備に異常があった場合
- 注) 帳簿に記載すべき事項の詳細は、「規則第131条」を参照してください。

〈解釈〉 集団供給及び業務用等で帳簿に配置図又は供給管及び配管等の状況が記載できない場合にあっては、別途図面を作成して保管し、帳簿に別途保管している旨を記載しておくことにより、必要な場合、直ちに取り出せるような体制をとっておくことが必要です。

【罰則】 第81条第1項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者＝20万円以下の罰金に処する。

11. 報告

販売事業者は、毎事業年度経過後3カ月以内に、販売事業の登録をした行政庁に、その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況を、報告をしなければなりません。（法第82条、規則第132条）



【罰則】 第82条第1項又は第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者＝20万円以下の罰金に処する。



IV 認定液化石油ガス販売事業者

1. 保安の確保の方法等の認定

(1) 認定の申請

液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するための保安確保機器の設置及び管理の方法が基準に適合していることについて、販売事業の登録をした行政庁の認定を受けることができます。(法第35条の6)

液化石油ガス販売事業者の認定申請をしようとする者は、様式第26による申請書に保安確保機器の運営管理規程を添付して販売事業の登録をした行政庁に提出しなければなりません。(規則第47条)

(2) 保安確保機器の種類 (規則第45条)

- ① 一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能を有する機器であって、告示^{*}で定めるもの
〈マイコンメータS、マイコンメータSB〉
- ② ①の機器によりガス供給を停止したことその他一般消費者等の保安に係る情報(特定保安情報)を電話回線等により自動的に伝達する機器
- ③ ②の機器から伝達された特定保安情報を直ちに示す機器であって、①の機器によりガスの供給を停止させることができるもの
〈センター遮断機能がある双方向集中監視システム〉
- ④ 1時間に減圧することができる液化石油ガスの質量が30kg以下の調整器、内径が10mm以下で長さが1.2m以下のゴム製のホースを用いた液化石油ガス用継手金具付高圧ホース、液化石油ガス用ガス漏れ警報器(ガスの濃度についての指示機構を有するもの及び携帯用のものを除く)(規則第44条第1号カに規定される場合に限る)及び調整器とガスメータの間に設置される内径が15mm以下で長さが1.2m以下のゴム製のホースを用いた液化石油ガス用継手金具付き低圧ホースであって、告示で定める基準に適合するもの

※ 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示

〈解釈〉「その他一般消費者等の保安に係る情報」とは、保安確保機器を導入したことにより得られる情報であるから、例えば、継続使用時間超過情報、合計流量遮断情報、増加流量遮断情報、ガス漏れ警報連動遮断情報、低圧部微少漏えい警告情報、圧力監視異常情報、感震遮断情報等がこれに当たり、また集中監視センターからの遮断に関する情報もこれに含まれます。

(3) 保安確保機器の設置及び管理の方法（規則第46条）

- ① (2)保安確保機器の種類①～③までの機器にあつては告示で定める方法により設置していること。
- ② 液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、①の方法に基づき保安確保機器が設置されている一般消費者等（認定対象消費者）の割合が告示で定める割合（70%）以上であること。
- ③ 保安確保機器の種類③の機器を設置している者は常時当該機器を監視する者を配置することにより、特定保安情報を監視していること。
- ④ 認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置されている保安確保機器の種類①及び④の保安確保機器には告示に定めるものが設置されていること。
- ⑤ 告示に定める事項を記載した運営管理規程を定め、これにより管理を行うこと。
- ⑥ 保安確保機器を設置する場合は、保安確保機器に係る規則第18条、規則第19条、規則第44条第1号カ、規則第53条及び規則第54条に掲げる技術上の基準に適合すること。

〈解釈〉「常時当該機器を監視する者」は、機器のオペレータであり、機器の情報が適切に連絡されているか、運転異常がないかを監視し、また特定保安情報を販売店等に連絡するための要員です。なお、当該機器を設置する者が、入手した特定保安情報に基づき一般消費者等に保安上の指示、助言を行う場合には、保安業務を行うことに該当するため、保安機関として「緊急時連絡」の保安業務区分の認定を受ける必要があります。この場合、監視する者は、前述の業務のほか、当該保安業務も行うことは差し支えありません。

2. 認定液化石油ガス販売事業者の報告

認定液化石油ガス販売事業者は、販売契約を締結している一般消費者等の数及び保安確保機器に係る一般消費者等の数をその認定をした行政庁に報告しなければなりません。

（法第35条の7）

認定液化石油ガス販売事業者の報告は、毎事業年度経過後3カ月以内にその事業年度末の販売事業所ごとに様式第27によりしなければなりません。（規則第48条）

3. 認定液化石油ガス販売事業者の特例

① 業務主任者の特例

販売所ごとに次のより得られた数を合計した数を一般消費者等の数として当該販売所の業務主任者を選任することができます。（規則第49条）

イ 業務主任者の必要選任数の算定ベースとなる一般消費者等の数は、認定対象消費者の数に1/3を乗じ、小数点以下を切り上げた数

ロ 認定対象消費者以外の一般消費者等の数

例

■全消費者数が1800戸の場合
A（認定対象消費者）：1500戸
B（全消費者－認定対象消費者）：300戸
とすると、

●認定を受けている販売事業者は
 $(1500戸 \times 1/3) + 300戸 = 800戸$



業務主任者の数は1人

●認定を受けていない販売事業者は
 $1500戸 + 300戸 = 1800戸$



業務主任者の数は2人必要

② 保安業務の方法等の特例

保安確保機器により保安が確保されている一般消費者等についての保安業務を行う保安機関は、供給設備の点検の方法その他保安業務の方法について基準に従って保安業務を行うことができる。（法第35条の9、規則第50条）

イ 点検調査

認定対象消費者に対する定期供給設備点検及び定期消費設備調査時の点検・調査項目の一部を、4年に1回以上から10年に1回以上の頻度で行うことができる。

a 定期供給設備点検

- ・調整器とガスメータ間の腐しよく・割れ等
- ・バルブ、集合装置、供給管の腐しよく防止措置
- ・バルブ、集合装置、気化装置及び供給管の漏えい試験
- ・燃焼器の入口圧力
- ・調整器の腐しよく、割れ等及び適合性
- ・調整器の調整圧力及び閉そく圧力

b 定期消費設備調査

- ・配管の腐しよく防止措置
- ・配管の漏えい試験
- ・燃焼器の入口圧力



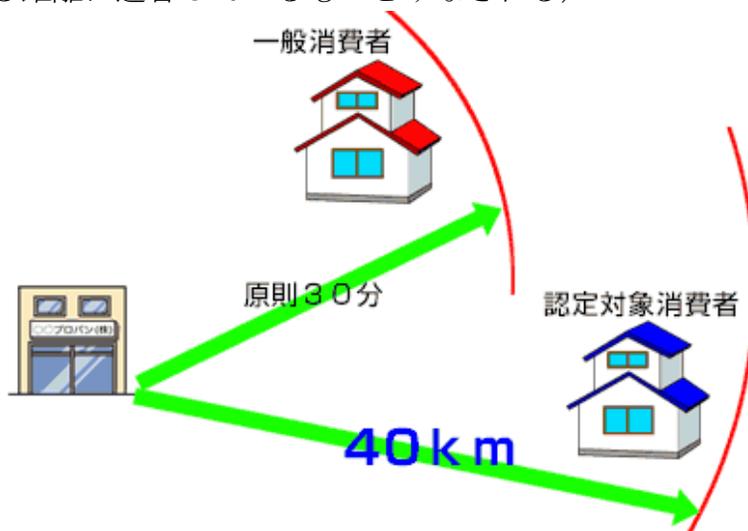
4年

延長

10年

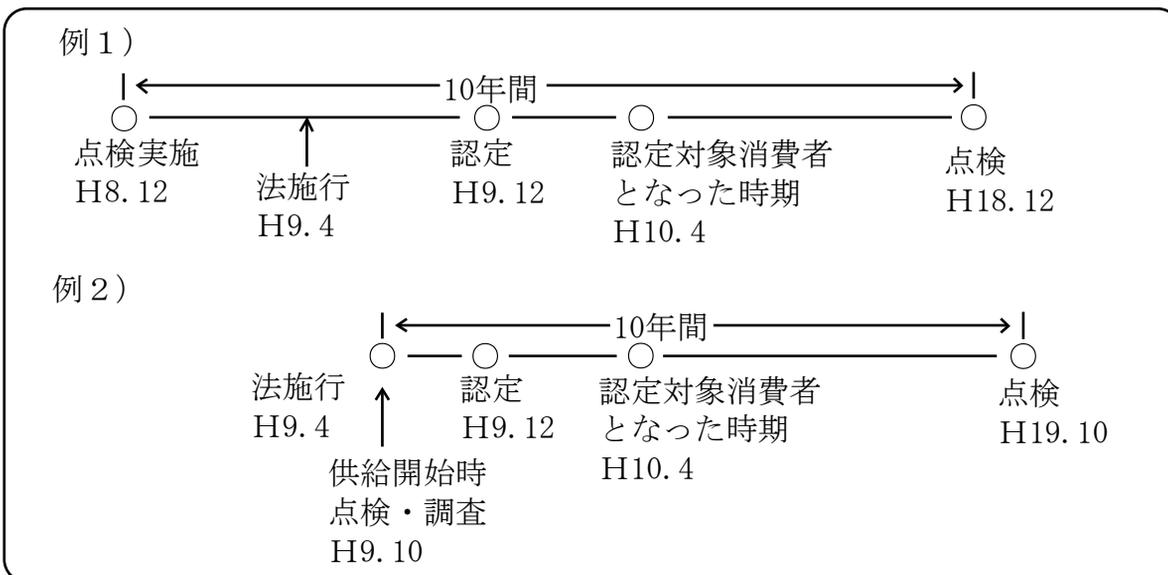
ロ 緊急時対応

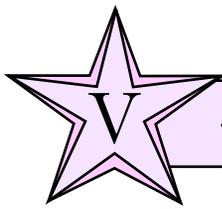
保安機関の事業所から半径40km以内の認定対象消費者へ緊急時対応が可能である。（原則30分以内に到着する距離に適合しているものとみなされる）



〈解釈〉保安業務の特例が受けられるのは、認定を受けた者の認定対象消費者に係るもののみであり、認定を受けた者の一般消費者等のうち、規則第45条第1号から第3号までに定める機器が規則第46条に定める方法で設置されていないものは、特例の対象とはなりません。

「認定を受けた際に液化石油ガスの供給を受けている者における認定後の第1回の点検は、前回の点検から10年までの間に行うものとする。」とは、例示すれば以下のとおりです。





保安業務

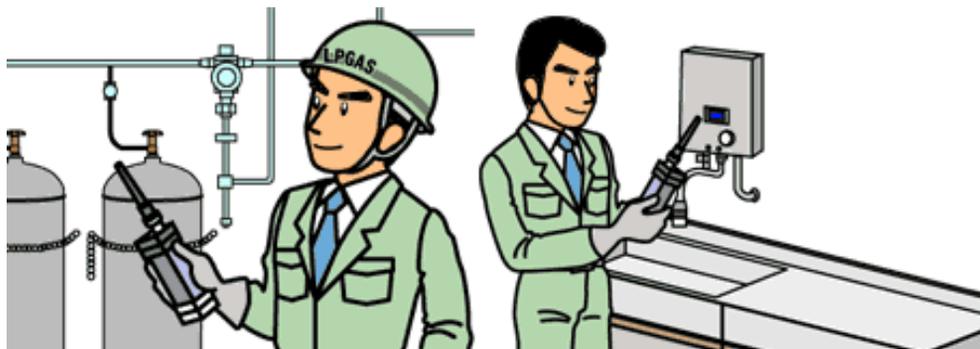
1. 保安業務を行う義務

販売事業者は、規定に基づいて、供給設備の点検、消費設備の調査、周知、緊急時の対応を販売事業者自ら保安機関として実施するか、他の保安機関に委託して実施しなければなりません。(法第27条)

2. 保安業務の内容

保安業務は下記の7つに分類されています。

	保安業務区分の名称	保安業務の内容
①	供給開始時点検・調査	一般消費者等へ新たにガスを供給するときに、供給設備及び消費設備を点検・調査する業務
②	容器交換時等供給設備点検	充てん容器等の交換又はバルク貯槽等への充てん時などに供給設備を点検する業務
③	定期供給設備点検	定期的に容器交換時等供給設備点検項目以外の項目について供給設備を点検する業務
④	定期消費設備調査	定期的に消費設備を調査する業務
⑤	周知	LPGガスの使用上の注意点等、災害発生防止に関する必要事項を、周知チラシ等を用いて一般消費者等に周知させる業務
⑥	緊急時対応	災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、速やかに連絡並びに出動して措置する業務
⑦	緊急時連絡	災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、速やかに連絡により措置する業務



3. 認定

保安業務を行おうとする者は、規則で定める保安業務の区分に従い、認定を受けなければなりません。また認定を受けるには、販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等について保安業務を行う場合にあって、その販売所の存する場所により認定申請先は決まります。(法第29条)



申請先は以下のとおりです。

申請者の区分	申請書の提出先
一の都道府県区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	当該都道府県知事
一の産業保安監督部の区域内であるが、従来の経済産業局の区域内で二以上の都道府県に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	当該産業保安監督部長 又は支部長
一の産業保安監督部の区域内であって本部と支部双方の区域に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	産業保安監督部長
二以上の産業保安監督部の区域内に設置される販売所の一般消費者等について保安業務を行う場合	経済産業大臣

■例

保安業務の委託	申請書の提出先
青森県の販売所から保安業務を受託する	青森県知事
青森県と岩手県にある販売所から保安業務を受託する	関東東北産業保安監督部 東北支部長
青森県と東京都にある販売所から保安業務を受託する	関東東北産業保安監督部長
青森県と北海道にある販売所から保安業務を受託する	経済産業大臣

〈解釈〉申請先は、保安業務の委託の契約が締結される相手方たる液化石油ガス販売事業者の「販売所」の所在地によって決定されるものであって、「保安機関の事業所」の所在地によって決定されるものではありません。

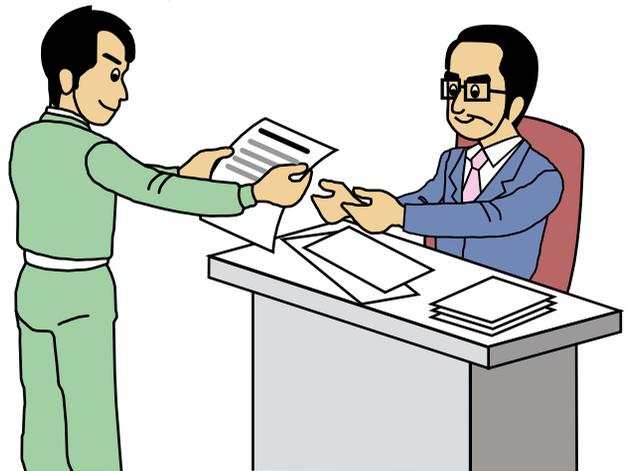
4. 保安業務規程の認可申請等

保安機関は保安業務に関する規程を定め、その認定を受けた行政庁の認可を受けなければなりません。これを変更するときも変更認可申請が必要です。いずれも事前の申請が必要です。(法第35条、規則第39条)

「保安機関の認定について」通達（平成9年4月1日付 平成09・03・31立局第78号）
「別添 保安業務規程の記載例について」を参考にしてください。

保安業務規程の変更が必要なケースは以下のとおり多岐にわたりますが、何れも事前の変更認可申請が必要となります。

- (例1) 保安業務規程の内容を変更しようとする場合
- (例2) 新たな保安業務区分の認定を受けようとする場合
- (例3) 保安業務区分の認定を取り消ししようとする場合
- (例4) 保安業務区分の消費者の数の増加及び事業所の増加をしようとする場合
- (例5) 保安業務区分の消費者の数の減少
及び事業所の減少をしようとする場合
- (例6) 保安業務資格者（調査員含む）の
数を変更しようとする場合
- (例7) 保安業務用機器の数を変更しよう
とする場合
- (例8) 年間実働日数及び平均月間実働日
数を変更しようとする場合
- (例9) 事業所の名称を変更しようとする
場合
- (例10) 事業所の所在地を変更しようとする場合

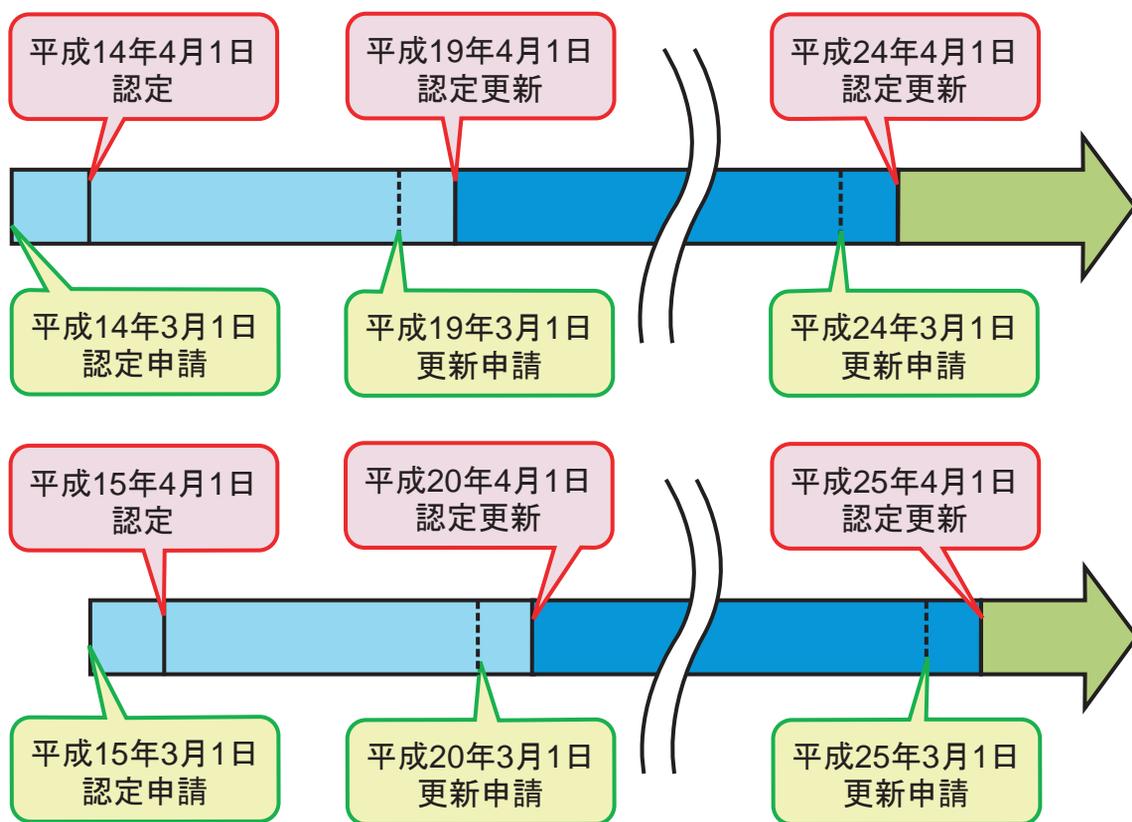


5. 保安機関の認定の更新

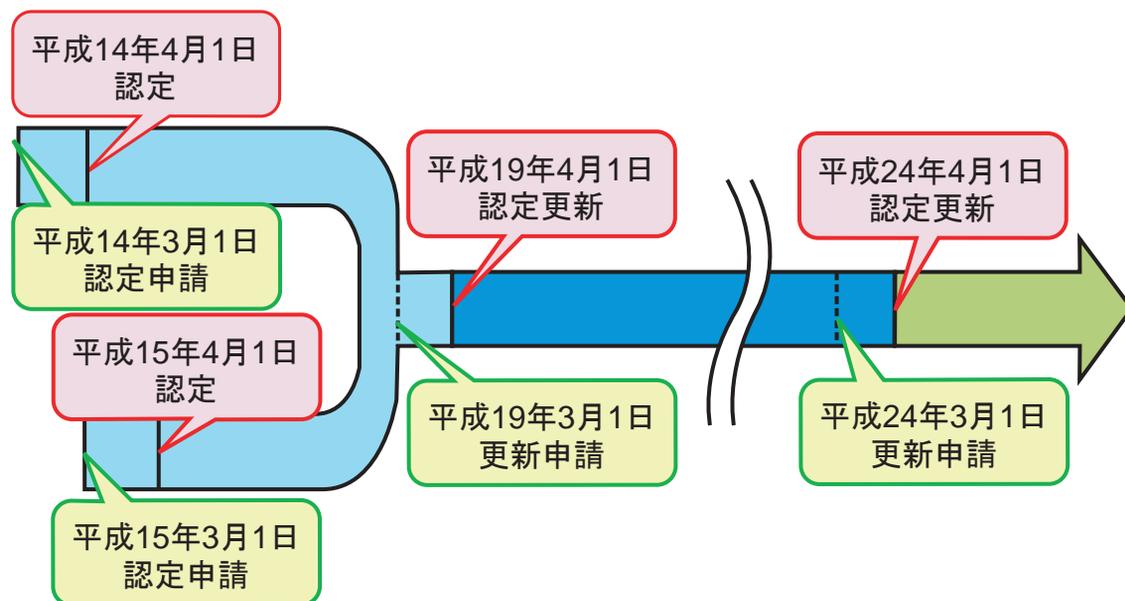
認定を受けた保安業務区分は、認定年月日から5年以内に更新しなければなりません。また、追加認定を受けた保安業務区分は、追加認定時から5年以内に更新しなければなりません。(法第32条、政令第6条、規則第34条)

注) 更新の手続きは認定期限の30日前までに申請してください。追加認定がある場合の更新申請は、以下の例のように2通りあります。

- (例1) 平成14年4月1日に保安業務区分「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」及び「周知」の認定を受け、平成15年4月1日に新たに保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けたのち、それぞれ個別に認定更新を行うケース



(例2) 平成14年4月1日に保安業務区分「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」及び「周知」の認定を受け、平成15年4月1日に新たに保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けたのち、初めの認定有効期間に合わせて全区分の更新を行うケース



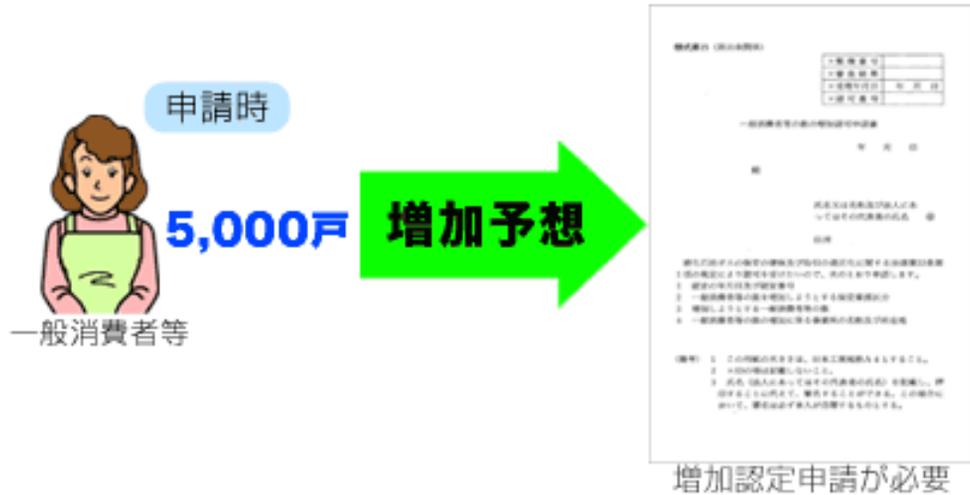
6. 一般消費者等の数の増減

事業所ごと、保安業務区分ごとに認定を受けた一般消費者等の数を超えて保安業務を行う場合には、増加の認可が必要になります。

また、減少したときは、減少の届出が必要です。(法第33条、規則第35条)

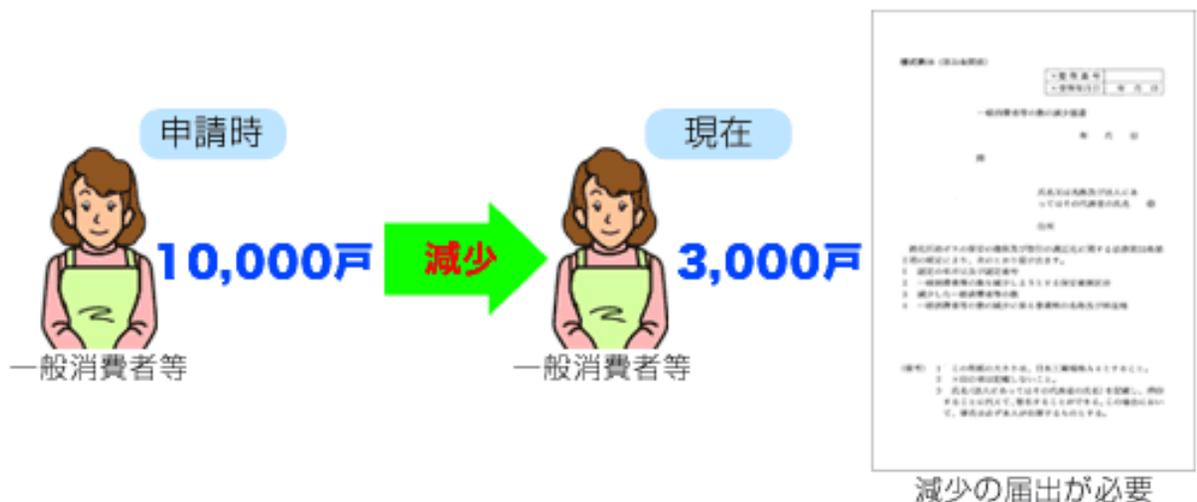
(例1) 保安業務区分 『容器交換時等供給設備点検』

一般消費者等の数が認定時5,000戸であって、5,000戸を超えると予想される場合、増加認可申請が必要です。(5,000戸を超える前に認可を受ける必要があります。)



(例2) 保安業務区分 『緊急時対応』

一般消費者等の数が認定時10,000戸であって、現状 3,000戸未満で減少の届出をします。ただし、技術的能力が満足する場合は届出の必要はありません。



注) 「増加認可申請」、「減少届出」をおこなうときは、保安業務規程の変更認可申請が必要です。

【罰則】 第33条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者=10万円以下の過料に処する。

7. 認定行政庁の変更の届出

保安業務を実施する販売事業者の販売所の所在地が行政単位を超える場合は、販売所の所在地に相応する行政庁の認定を新たに受けるとともに、従前の認定をした行政庁に認定行政庁変更届を提出しなければなりません。(法第35条の4、規則第40条)

■例

保安機関現行 認定行政庁	委託する販売所の所在地		新認定行政庁	変更届提出先
	現行所在地	変更後販売所		
青森県	青森県	青森県 岩手県	関東東北産業 保安監督部 東北支部	青森県知事
関東東北産業 保安監督部 東北支部	青森県 岩手県	青森県 岩手県 東京都	関東東北産業 保安監督部	関東東北産業 保安監督部 東北支部長
九州産業 保安監督部	福岡県 佐賀県	福岡県、佐賀県 山口県、広島県	経済産業省	九州産業保安 監督部長
経済産業省	福岡県、佐賀県 山口県、広島県	福岡県	福岡県	経済産業大臣

【罰則】 第35条の4の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。

8. 保安機関の変更の届出

保安機関は、法第29条第2項第1号及び第3号に変更があった場合は、認定を受けた行政庁に届け出なければなりません。(法第35条の4、規則第41条)

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ② 保安業務を行う事業所の所在地

【罰則】 第35条の4の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝10万円以下の過料に処する。

9. 承継の届出

被承継者の保安機関に係る事業の全てについて譲り受ける場合に行います。

また、相続により事業を承継する場合も届出が必要です。

所管行政庁が同一の場合は、当該行政庁へ届け出ます。

所管行政庁が異なる場合は、承継後の新所管行政庁へ届け出ることとなります。(法第35条の4、規則第42条)

(1) 提出先

承継届書には様式21「甲」と様式22「乙」がありますので、規則第42条第1項に従い、間違いのないように提出します。

所管行政庁に変更がない場合は、様式第21「甲」のみをその行政庁に提出します。

■例

承継事業者の所管	被承継事業者の所管	承継後の所管	届書（甲）	届書（乙）
経済産業省	経済産業省	経済産業省	○	
経済産業省	青森県	経済産業省	○	○
九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	九州産業保安監督部	○	
九州産業保安監督部	中国四国産業保安監督部	経済産業省	○	
青森県	経済産業省	経済産業省	○	○

(2) 添付書類

承継の届書には、次の書面を添付する必要があります。

- ① 保安機関の事業の全部を譲り受けて保安機関の地位を承継した者にあつては、様式第22の2による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- ② 保安機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第23による書面及び戸籍謄本
- ③ 保安機関の地位を承継した相続人であつて、②の相続人以外のものにあつては、様式第24及び戸籍謄本
- ④ 合併によって保安機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- ⑤ 分割によって保安機関の地位を承継した法人にあつては、様式第24の2による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

10. 保安業務の廃止

保安業務を廃止しようとする保安機関は、認定を受けた行政庁に様式第25による届書により廃止を届け出なければなりません。（法第35条の4、規則第43条）

【罰則】 第23条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者＝20万円以下の罰金に処する。

11. 保安業務の委託

販売事業者及び保安機関は、保安業務について委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載して署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。（法第28条）

- ① 委託する一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、代表者の氏名
- ② 保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法
- ③ 経済産業省令で定める事項（規則第28条）

- イ 保安業務を実施した結果を販売事業者連絡する方法
- ロ 委託に係る一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項
- ハ 委託に係る供給設備又は消費設備について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項

〈解釈〉ハの「災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項」とは、

- a 供給設備について災害が発生するおそれがある場合には、供給設備の種類及び所在地、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡する相手方をいいます。
- b 消費設備について災害が発生するおそれがある場合には、消費設備の種類、その消費設備を使用する一般消費者等の氏名及び住所、予見される災害の内容並びに保安機関が連絡すべき相手方をいいます。

12. 保安機関の報告

保安機関は、毎事業年度経過後3ヵ月以内に下記事項を、認定を受けた行政庁に提出しなければなりません。(法第82条、規則第132条)

- ①その事業年度における保安業務区分ごとの保安業務の実施状況
- ②事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数
- ③法人にあっては、その事業年度中の役員又は構成員の構成の変更

【罰則】第82条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者=20万円以下の罰金に処する。

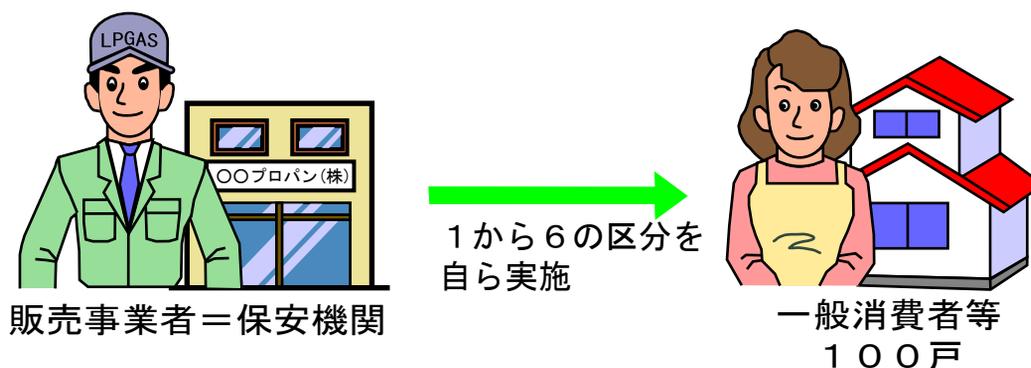
13. 保安業務の運用

販売事業者は、次の方法で保安業務を行います。

- ① 全ての保安業務区分を、保安機関として実施するか、他の保安機関に委託する。
- ② 全ての一般消費者等に対し実施するか、一部又は全ての一般消費者等の保安業務を他の保安機関に委託する。

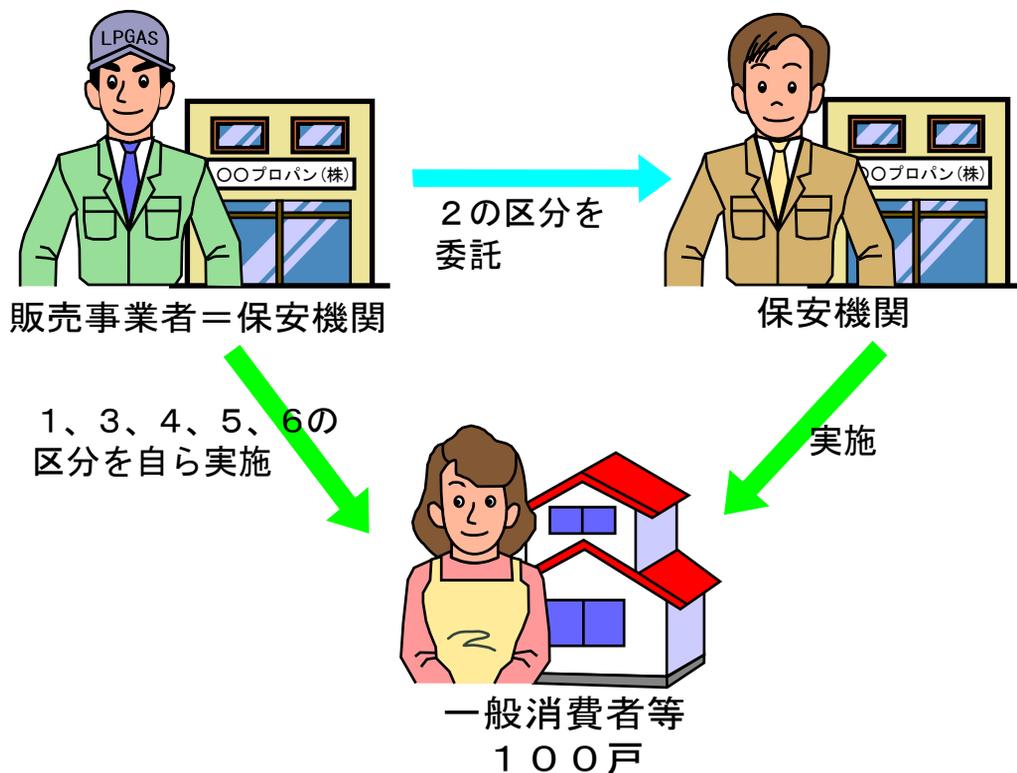
(例1) 全ての一般消費者等について、全ての区分を保安機関として自ら実施する。

■一般消費者等を100戸とした場合



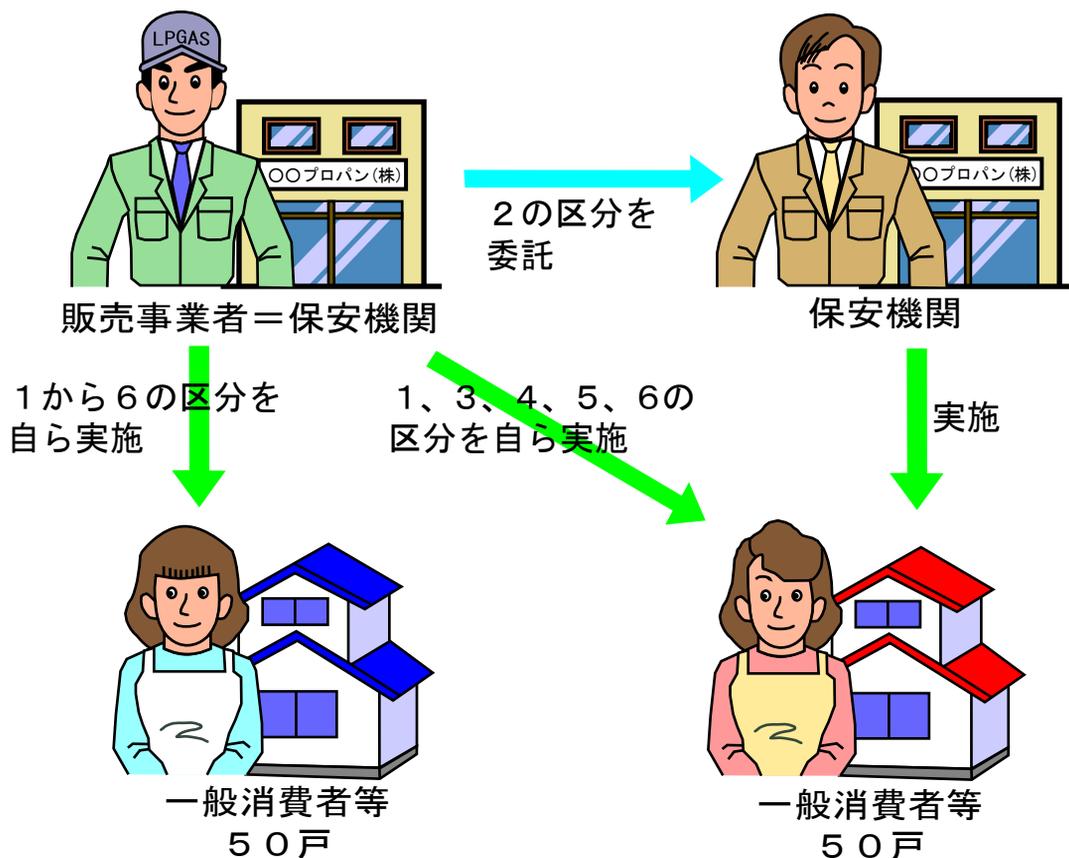
(例2) 全ての一般消費者等について、一部区分を他の保安機関に委託する。

■一般消費者等を100戸とした場合



(例3) 一般消費者等の一部について、他の保安機関に区分の一部を委託する。

■一般消費者等を100戸とした場合





液化石油ガス設備工事

1. 液化石油ガス設備工事

液化石油ガス設備工事は、保安の確保に直結するものであり、販売事業者は設備工事に関して、工事事業者が届出のされている工事事業者であるか、作業者の資格、施工内容などについて、管理することが求められます。

(1) 液化石油ガス設備工事の届出

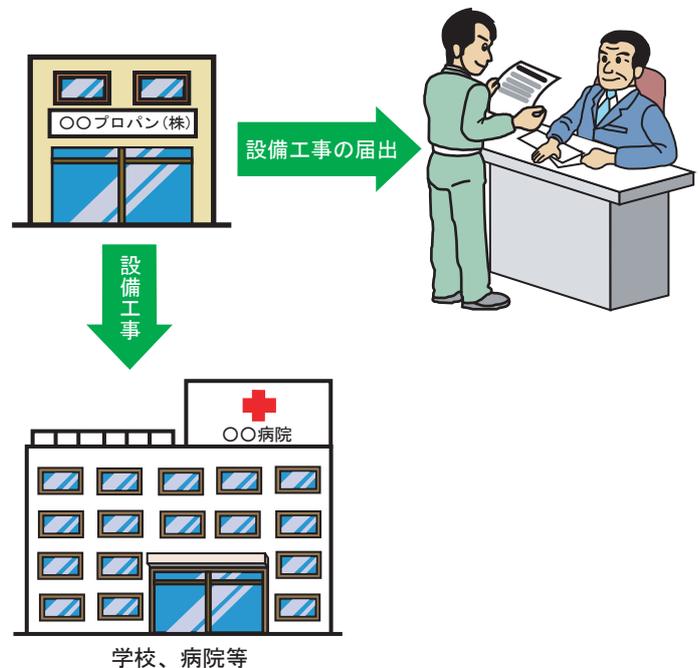
特定供給設備以外で貯蔵能力500kgを超える供給設備で、学校、病院等特定施設（規則第86条施設）の設備工事を行う者は、施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。（法第38条の3、規則第88条）

上記設備は、新設以外に供給管の延長工事及び貯蔵設備の位置の変更又は貯蔵能力の増加を伴う工事も届け出が必要です。

注1) 学校、病院等特定施設（規則第86条施設）であって、貯蔵能力が300kg以上500kg以下の貯蔵設備を設置した場合及び同施設以外の施設に貯蔵能力300kg以上の貯蔵設備を設置した場合は、当該設備を管轄する消防署に届け出てください。

注2) 都道府県が条例を定めている場合には事前届出が必要になります。

また、供給設備の廃止の届出が必要になります。



【罰則】 第38条の3の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者=10万円以下の過料に処する。

(2) 基準適合義務

液化石油ガス設備工事は、供給設備、消費設備それぞれが技術上の基準に適合するようにならなければなりません。（法第38条の2）

【罰則】 第38条の2の規定に違反した者=20万円以下の罰金に処する。

(3) 液化石油ガス設備工事の作業とは

液化石油ガス設備工事の作業は、次の作業をいいます。(規則第108条)

- ① 硬質管の寸法取り又はねじ切りの作業
- ② 硬質管相互を接続する作業（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）
- ③ 次に掲げる器具等と硬質管を接続する作業（イからニまでに掲げる器具等と硬質管を接続する作業にあつては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）
 - イ 気化装置
 - ロ 調整器
 - ハ ガスメーター
 - ニ 自動ガス遮断器
 - ホ バルブ
 - ヘ ガス栓
- ④ 地盤面下に埋設する硬質管に腐しよく防止措置（電気防しよく措置を除く。）を講ずる作業
- ⑤ 気密試験の作業



(4) 設備工事資格者

液化石油ガス設備工事の作業は、液化石油ガス設備士の有資格者でなくては従事してはなりません。(法第38条の7)

液化石油ガス設備士は、設備工事の作業に従事するときは、供給設備、消費設備それぞれが技術上の基準に適合するように作業をしなければなりません。また、設備工事の作業に従事するときは液化石油ガス設備士免状を携帯していなければなりません。(法第38条の8)

注) フレキ管・ポリエチレン管の資格は設備士資格+講習修了証等が必要となります。

液化石油ガス設備士は法令で定める期間内に講習を受けなければなりません。(法第38条の9)

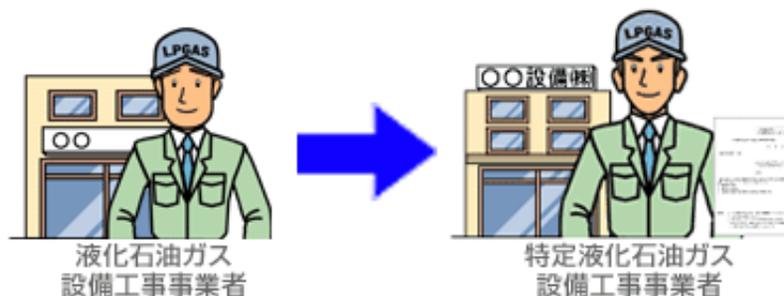


液化石油ガス
設備士

【罰則】 第38条の7の規定に違反した者=3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2. 特定液化石油ガス設備工事業

特定液化石油ガス設備工事業業者でなければ、特定液化石油ガス設備工事の事業を行うことはできません。



(1) 特定液化石油ガス設備工事業の届出

特定液化石油ガス設備工事の事業を行おうとする者は、事業所ごとに事業の開始の日から30日以内に、その事業所を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。

(法第38条の10第1項)

(2) 特定液化石油ガス設備工事業の変更及び廃止

特定液化石油ガス設備工事業業者の氏名又は名称及び住所、法人にあっては代表者の氏名並びに事業所の名称及び所在地、設備工事に係る記録及び配管図面の保管の場所及び分類の方法に変更があったときは、届出をした都道府県知事に届け出なければなりません。また、事業の廃止をしたときもその旨を届け出なければなりません。

(法第38条の10第2項)

注) 特定液化石油ガス設備工事業の届出をしている販売事業者は、販売所等の変更届と連動して変更手続きを行うようにしましょう。

【罰則】 第38条の10第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者=20万円以下の罰金に処する。

第38条の10第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者=10万円以下の過料に処する。

(3) 特定液化石油ガス設備工事とは

特定液化石油ガス設備工事は、次のものをいいます。(規則第111条)

- ① 硬質管相互の接続に係る工事（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）
- ② 次に掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事（イからニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあつては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）
 - イ 気化装置
 - ロ 調整器
 - ハ ガスメーター
 - ニ 自動ガス遮断器

- ホ バルブ
- へ ガス栓

3. 工事施工後の表示、記録の保存

特定液化石油ガス設備工事事業者は、規則第115条に係る工事をしたときは、供給設備又は消費設備の見やすい場所に特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称、施工年月日又は工事番号、連絡先を記載した表示を容易に離脱しない方法でしなければなりません。

(法第38条の11、規則第115条～117条)

また、次の事項に関する記録を作成し、当該記録と工事に係る配管図面を工事をした事業所において5年間保存しなければなりません。(法第38条の12、規則第118条～119条)

- ① 特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名又は名称及び住所
- ② 特定液化石油ガス設備工事の内容、施工場所及び施工年月日
- ③ 特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備士の氏名
- ④ 施工後の気密試験の結果

〈解釈〉 1. 表示項目の「連絡先」とは、住所及び電話番号をいいます。

2. 「容易に離脱しない方法」とは、次の方法によります。

イ 障壁等平面な箇所に取り付ける場合は釘打ち又はハンダ付け等で固定、供給管又は配管に取り付ける場合は針金等で固定して取り付けてください。

ロ シール等により表示を行う場合は、貼付場所が円滑であり、シールの密着性を確保できるようにしてください。

3. 記録、図面は、施工工事の日付順にファイルするなど関係者からの閲覧、謄写の申し出に応じられるよう整理して保存してください。

【罰則】 第38条の11の規定に違反して表示をせず、又は虚偽の表示をした者=10万円以下の過料に処する。

第38条の12第1項の規定に違反して記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録若しくは配管図面を保存しなかった者=10万円以下の過料に処する。

4. 器具の備付け

特定液化石油ガス設備工事事業者は、事業所ごとに自記圧力計を備えなければなりません。(法第38条の13、規則第120条)



【罰則】 第38条の13の規定に違反して器具を備えなかった者=30万円以下の罰金に処する。

5. ガス消費機器設置工事監督者

特定ガス消費機器の設置変更工事の施工は、ガス消費機器設置工事監督者の資格を持つ者が自ら行うかあるいは監督しなければなりません。

(特定ガス消費機器の設備工事の監督に関する法律第3条)

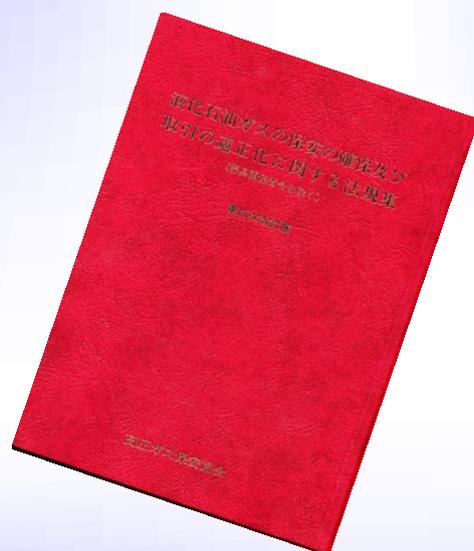
注) 液化石油ガス設備士は、特定ガス消費機器の設備工事の監督者の資格があります。



ガス消費機器
設置工事監督者



液化石油ガス
設備士



お問い合わせ

高压ガス保安協会

〒105-8447

東京都港区虎ノ門4丁目3番9号

TEL 03-3436-6108